

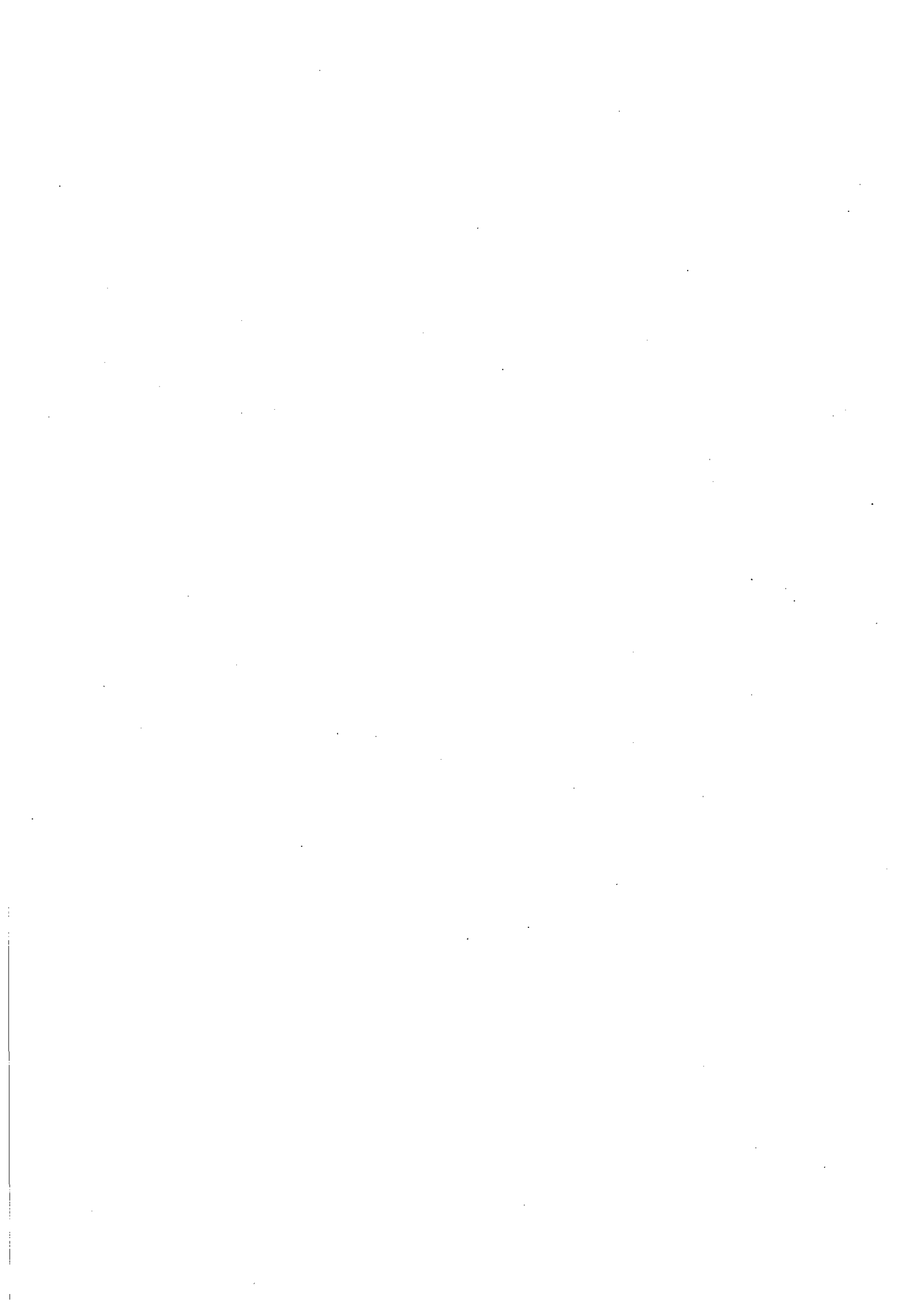
日立市立学校再編計画

子どものための環境づくりを ～市民とともに～

(2021～2030)

提 言 書

日立市立学校適正配置検討委員会



目次

提言に当たって

提言に当たって	1
---------------	---

I 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	4
2 関連する計画との関係	4
3 計画の取組期間	5

II 学校の現状と課題

1 児童生徒数の推移と推計	8
2 学校規模の推移と推計	8
(1) 小学校	
(2) 中学校	
3 通学の現状	9
4 施設整備の現状	10

III より良い学習環境づくりのために

1 日立市立学校適正配置基本方針	12
2 一人一人の成長を支えるための学校再編	12
(1) 小中連携の更なる強化（小中一貫教育の推進）	13
ア 小中一貫教育の形態	
イ 小中一貫教育カリキュラム（教育課程）の作成	
※ コラム1 小中一貫教育 転校への影響は？	
(2) 学校が連携しやすい環境整備	15
ア 小・中学校のグループ化	
イ 学校規模や通学距離等を考慮した7つのエリア	
ウ 連携のためのICT環境の整備・充実	
※ コラム2 GIGAスクール構想	
(3) 地域とともにある学校づくり（家庭・地域との連携）	18
ア 学校運営協議会制度の活用（コミュニティ・スクール）	
イ 「ひたちらしさ」を活かした教育（地域を愛し担う人材の育成）	

3 再編の取り組み方	19
(1) 目指す学校規模を下回る学校への対応	19
ア 小学校	
イ 中学校	
ウ 取組の時期	
※ コラム3 学級定員の上限（少人数学級の取組）	
(2) 再編の方法等	21
(3) 通学時の安全等	21
ア 距離	
イ 通学方法	
ウ 安全性の確保	
(4) 児童生徒への配慮	22
ア 不安・負担の軽減	
イ 教職員配置の工夫	
※ コラム4 通学時の持ち物	
(5) その他の配慮事項	22
ア 保護者負担への配慮	
イ 学童保育の充実	
ウ 伝統の継承	
エ 跡地活用	

IV 新しい学校配置案

1 学校再編の優先順位	26
2 全体の再編スケジュール	26
3 配置案	28
(1) 十王・豊浦エリア	28
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(2) 日高・田尻・滑川エリア	30
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	

(3) 本庁エリア	32
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(4) 多賀北エリア	34
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(5) 多賀南エリア	36
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(6) 南部エリア	38
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(7) 中里エリア	40
ア 小中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
4 再編の進め方	41
5 全体の配置案	42
(1) 第2期終了後の配置案	42
(2) 第4期終了後の配置案	43

V 資料編

■ 日立市立学校適正配置基本方針	47
■ 小中一貫教育の形態	56
■ 日立市通学路交通安全プログラム	59
■ 学校別児童生徒数の推計	62

■ 再編シミュレーション（2020年（20年後））	66
■ 未就学児分布（7つのエリア）	68
■ 保護者懇談会の結果	74
■ 「（仮称）日立市立学校再編計画 素案」に係る意見募集結果	74
■ 検討委員会における検討経過	76
■ 日立市立学校適正配置検討委員会 委員名簿	78

提言に当たって

本日、ここに「日立市立学校再編計画」提言書をお届けいたします。日立市民の皆様
の多くの御意見も賜ることができました。御協力に感謝申し上げます。

さて、私が本計画の策定に関わる最初の御依頼を事務局から頂戴したのは、溯ります
こと、平成 28 年 5 月になります。この間、平成 30 年 3 月に「日立市立学校適正配置基
本方針」が策定されましたが、この提言書の刊行に至るまでにトータルで 5 年近くの歳
月をかけたこととなります。これだけの歳月をかけたことは、一方で、学校教育はもと
より、この計画が多方面に亘って影響を与えるために、様々な観点から、多くの論点に
ついて、慎重に検討を行う必要があったことを物語っています。また、この再編計画の
検討を始めた頃は、まだ東日本大震災の記憶も鮮明に、色濃く残っていました。学校に
通う子どもたちの安全をいかに確保するか、施設・設備の耐震に関する整備計画も勘案
する必要がありました。

他方で、この 5 年間という間にも、学校教育を含めて、私たちの生活を取り巻く環境
が目まぐるしく変化を遂げたことが指摘できます。国全体としてみればグローバル化と
情報化の急速な進展に伴う新しい教育課題に対応すべく、新学習指導要領が示されまし
た。これに向けて各学校は準備を進めてきました。同時に、「チーム学校」や教職員の
「働き方改革」という課題にも取り組んできました。そして令和 2 年 3 月、小学校にお
ける新学習指導要領の全面実施を目前とするところに新型コロナウイルス感染症の流行
が発生しました。

周知のようにこの影響は、経済や社会、私たちの生活、そして学校教育も含めて、あ
らゆる領域や分野の状況を一変させるものとなりました。学校は、全国一斉臨時休業を
要請されました。これ以降も、いわゆるウィズ・コロナという言葉が示すように、経済
と社会生活を営むなかで、学校においてもいかにコロナ禍の状況に対応していくかが課
題となっています。令和 3 年が明けても、地域によっては二度目となる緊急事態宣言が
発出されるなど、模索が続いています。

いずれにしても、世界や社会の情勢は依然としてはっきりとした先行きがなかなか見
えにくい状況であることには変わりがありません。しかし、こうしている間にも、現状
では少子化による人口減少が進んでいます。つまり、子どもたちの数は減り続けていま
す。何も手を打たなければ、学校の規模はますます小さくなっていきます。

確かに、これまでも小規模の学校において適切な学校教育は実施されてきたといえま
す。それは、わが国においては、学校の大小の規模にかかわらず、とりわけ義務教育は、
全国において確かな水準を保障する学校教育制度が充実してきたからです。

しかし、あまりに小規模の学校では様々な課題に直面します。まず、子どもたちの人間関係が限られてきます。同時に教員の数が少なくなり、このことは教員間の協力関係が十分に構築できず、校務運営の負担増につながり、授業の改善や工夫に必要な時間を割くことが難しくなっていきます。あまりに教員の人数が少ない中では、保護者や地域の協力を最大限に得るとしても学校全体に必要とされるマンパワーが限られてきます。総じて学校として提供できる教育の幅、それは選択肢ともいってよいと思いますが、それらは自ずと狭まっていかざるを得ません。

新しい学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」をテーマに掲げ、子どもたちの「学び」の経験やプロセスそのものを変えることが求められています。正に新しい時代を生き抜く力を身につけることができるように取り組むことを課題としています。端的には今、子どもたちが「いかに学ぶか」が問われているといえます。AIの活用や次なるシステムによる社会（Society5.0）に向けた教育は、少し遠目に見えたものですが、今般のコロナ禍は、関連して、むしろオンライン教育やICT教育の充実に「待ったなし」の状況があることをはっきりと知らしめるものとなりました。

そのような中で令和2年末には、国が「40人学級」から「35人学級」へ移行する計画であるというニュースも飛び込んできました。このコロナ禍にあっても、国として学校教育の充実に財源を確保しようとしています。こうした国の財源支援を受けながらも、公立の小学校と中学校、すなわち義務教育の実施の責任を市町村は担っています。これからの子どもたちの教育が適切かつ効果的であるだけでなく、そこでは安全と安心を確保しなくてはなりません。その上で一人一人の子どもたちが個人としても、集団としても、価値ある豊かな教育経験を享受できるように、もちろん保護者の皆様、地域の皆様と共に、学校と教育委員会は、一緒になって新たな学校づくりに邁進していくことが求められます。

この「日立市学校再編計画」提言書が最大限活かされることで、これからの日立市の学校教育の向かうべき方向性が定められ、新たな時代の学校づくりが実現することを願ってやみません。

末筆になりますが、本計画の策定のための協議に御協力いただきました日立市立学校適正配置検討委員会の委員の皆様、教育委員会事務局の皆様にお礼申し上げます。

令和3年1月19日

日立市立学校適正配置検討委員会

委員長 加藤 崇英

I 計画策定に当たって

I 計画策定に当たって

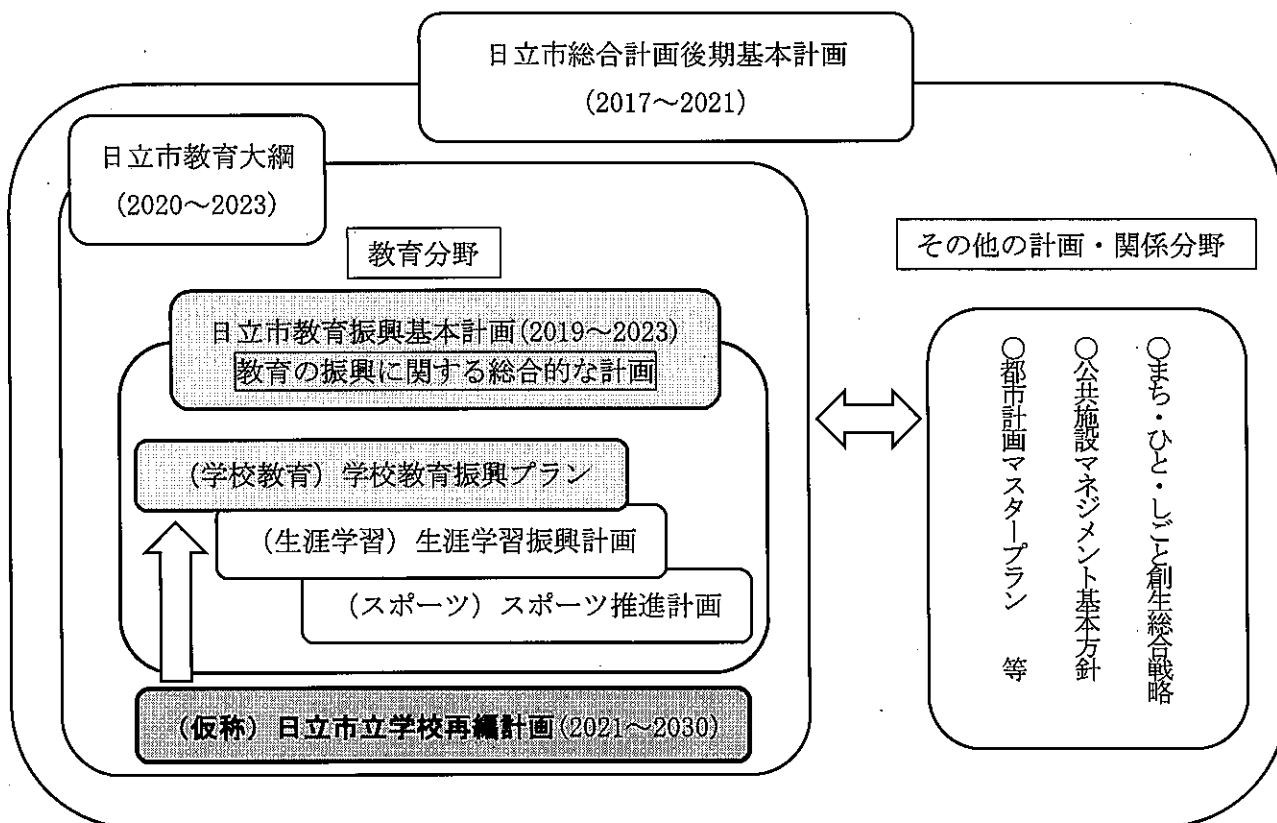
1 計画策定の趣旨

近年、学校では、児童生徒数の減少によって様々な教育的課題が指摘されるようになりました。その課題の解消に向けて、先に策定した「日立市立学校適正配置基本方針」（平成30年3月。以下「基本方針」という。）で、学校の再編において目指す学校の規模など、再編を進める上での基本的な考え方をまとめました。（12ページ参照）

日立市立学校再編計画（以下「本計画」という。）は、「基本方針」に基づき、学校再編の全体像を示した上で、今後おおむね10年間に取り組む個別具体的な内容を明らかにするために策定するものです。

2 関連する計画との関係

本計画は、「日立市教育振興基本計画【学校教育】」（平成31年3月策定。以下「振興基本計画」という。）の着実な推進のため、「その他の計画」との整合を図りつつ、本市学校教育をより効果的に進めるための環境づくりを担います。



3 計画の取組期間

- (1) 学校の再編は20年先を見据え、5年間で1期として4期に分けて取り組みます。
- (2) 本計画での取組期間は、令和3年(2021年)から令和12年(2030年)までの10年間、第2期までとします。
- (3) 計画内容は、学校教育を取り巻く環境の変化や教育に関する制度改正、本市における各種計画等を踏まえ、3年程度を目安に再編の進捗を検証し、次期計画の見直しを行います。

【第1次】

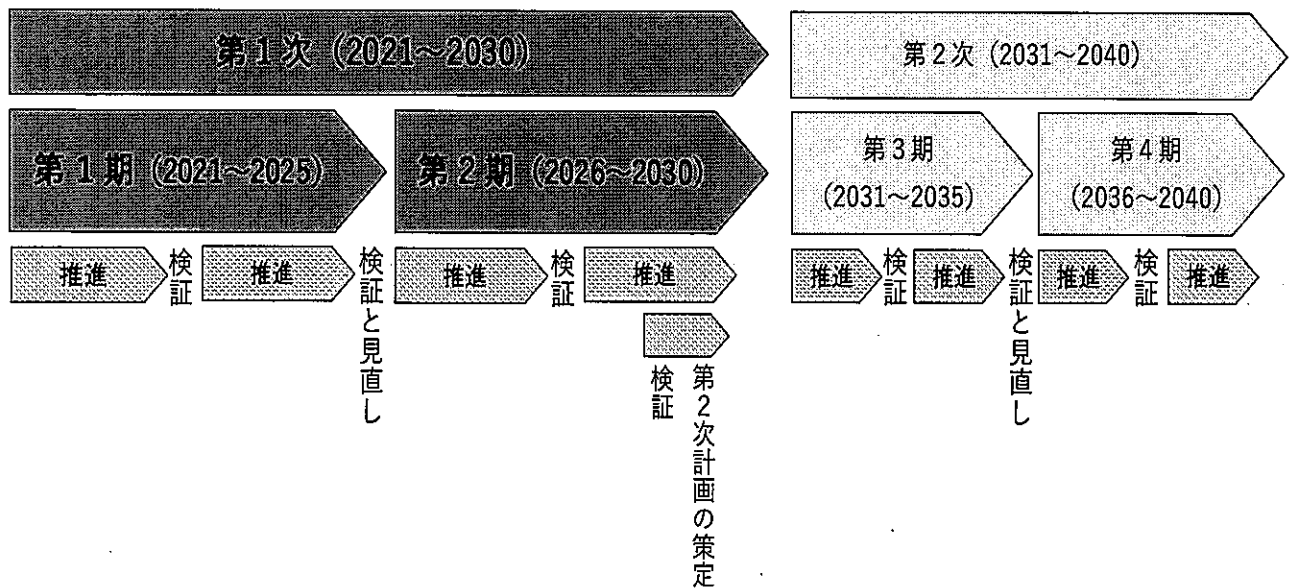
第1期：令和3年(2021年) ～ 令和7年(2025年)

第2期：令和8年(2026年) ～ 令和12年(2030年)

【第2次】

第3期：令和13年(2031年) ～ 令和17年(2035年)

第4期：令和18年(2036年) ～ 令和22年(2040年)



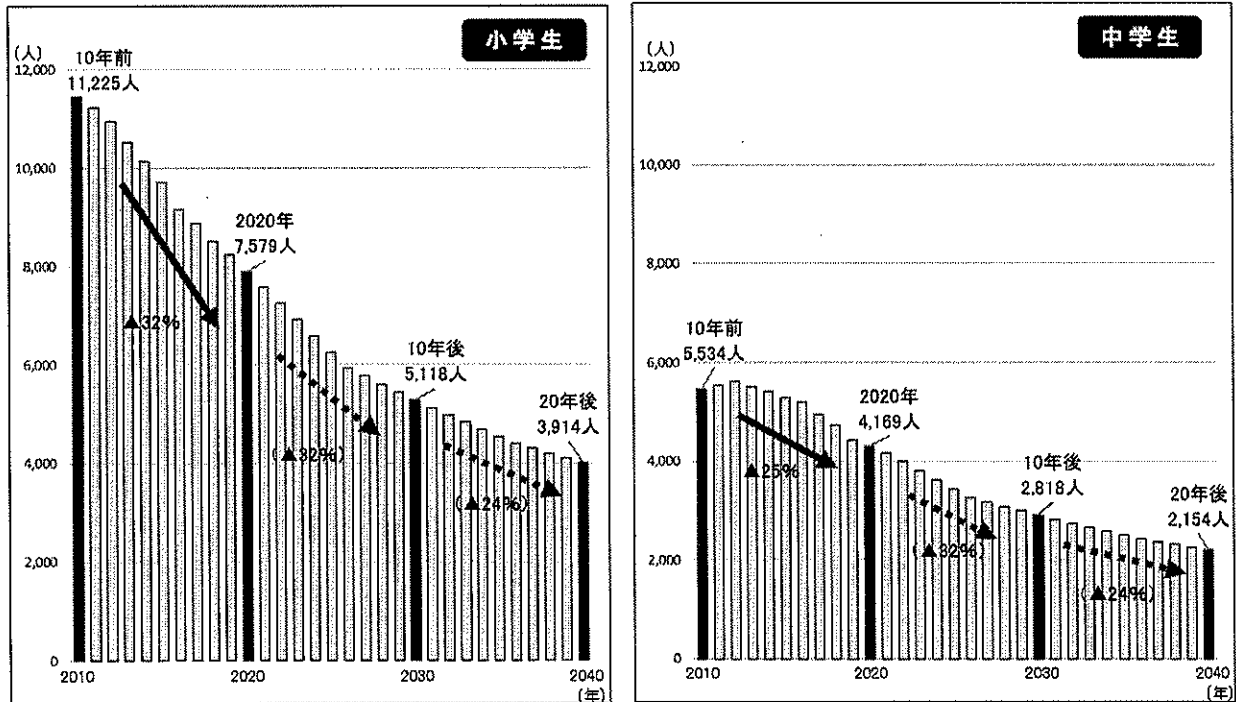
Ⅱ 学校の現状と課題

II 学校の現状と課題

1 児童生徒数の推移と推計

本市の児童生徒数は、昭和56年（1981年）をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）5月1日現在では、ピーク時の35.5%となっています。
 10年後の令和12年（2030年）の児童生徒数は令和2年と比べて32%減と予測されており（図1）、減少傾向が続くことが見込まれます。

<図1> 児童生徒数の推移と推計



推計は、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した市町村別の人口推計値を基に算出

2 学校規模の推移と推計

(1) 小学校

令和2年（2020年）の市立小学校の学級数は、10年前との比較で25%の減となっています（図2）。半数以上の小学校が、「基本方針」で定めた本市の目指す学校規模である「各学年2学級以上」を下回り、2つの学年で1学級を編制する複式学級を有する学校やクラス替えのできない学年が複数ある学校があります。10年後の令和12年（2030年）には半数以上の学校でクラス替えができなくなる状況になると予測されます。

複式学級を有する学校は、「一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある※）」といわれているため、複式学級の早期の解消に向けた取組が必要です。

また、学級の人数が少なくなることやクラス替えができなくて、人間関係の固定化に対する懸念、集団学習や班活動の制約、学校行事の教育効果の低下など様々な課題が顕著になり、今後求められる教育活動を充実させることが困難になると指摘されています。

※ 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（平成27年1月）から引用

(2) 中学校

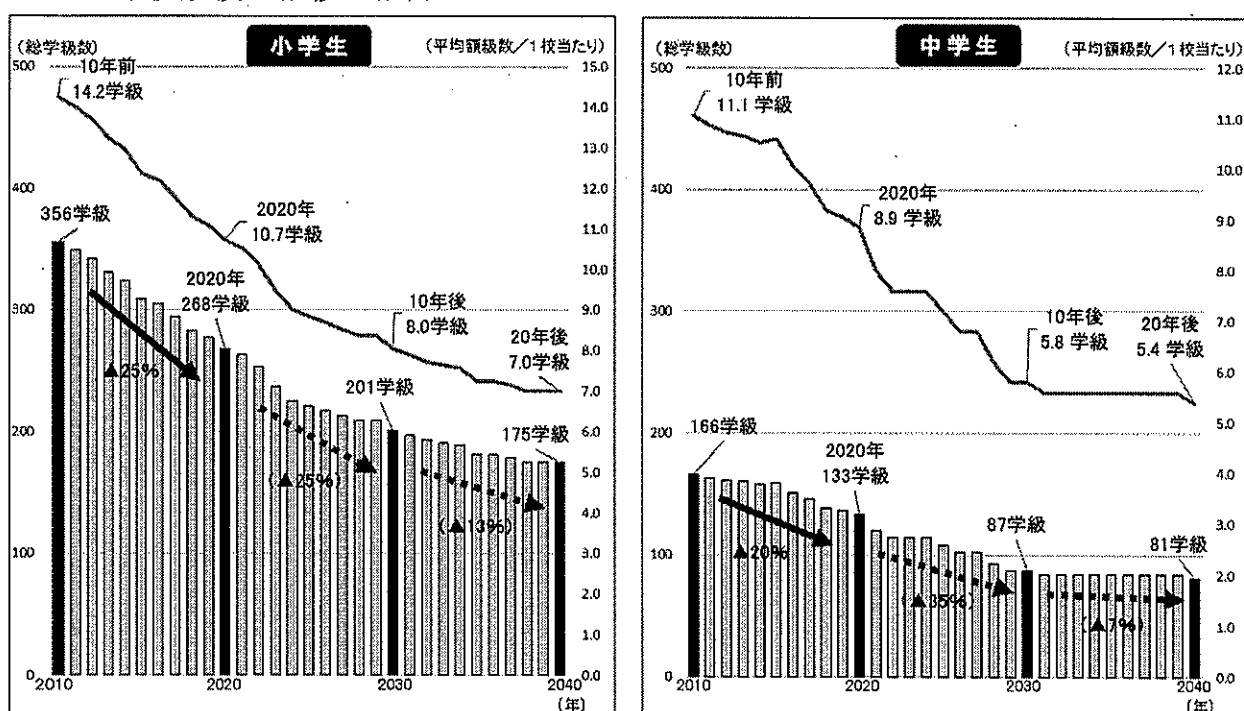
令和2年(2020年)の市立中学校の学級数は、10年前との比較で20%の減、10年後の令和12年(2030年)には、更に35%の減となると推計されており(図2)、3分の1の学校でクラス替えができない状況になると予測されます。

現在、おおよそ半数の中学校で本市の目指す学校規模である「各学年3学級以上」を下回り、生徒の相互研鑽の機会が少なくなるとともに、教員の配置や部活動などに支障が出ています。教員配置の少ない学校では、少人数指導など、多様な学習形態をとることや教員同士の相互研修なども難しくなります。

また、心身ともに大きく成長する時期にスポーツや仲間との活動に親しむことは、生涯にわたって健康な肉体を維持し、人生を豊かに過ごす基礎となる大切なことです。

しかし、学校の小規模化により部活動の種類が限られ、望ましい活動ができなくなっています。本市の中学生に、その機会を等しく提供することが望まれます。

<図2> 学校規模の推移と推計



推計は、令和2年度の国・県の学級編制基準等(1学級当たり、小1、2は35人、それ以外は40人)に基づき算出

3 通学の現状

東西を海と山に挟まれ、市域が南北に長い本市では、縦長の地形に沿って多くの小・中学校が配置されています。人口増加に合わせ、昭和40年代後半以降に山側の斜面に相次いで大規模団地が造成され、山側団地と呼ばれています。

山側団地からの通学路は、大半が急な坂道で時間もかかり、子どもたちの身体的な負担は少なくありません。

本庁地区や多賀地区などの市の中心部では学校数が多いことから、山側団地を除き、通学距離が比較的短い傾向にあり、市の北部や南部の地域では、通学距離が比較的長い傾向にあります。市内で最も長い距離を徒歩通学している小学生は、自宅から学校までおおよそ3km、通学時間は1時間程度となっています。中学生は、徒歩通学ではおおよそ2kmで約30分、自転車通学ではおおよそ4kmで25分程度の通学時間となっています。そうした状

況にあっても、市立の小・中学校の通学距離は、全校が国の定める基準(※)の範囲内となっています。

※ 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条第1項第2号に公立学校の適正な通学距離として、「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること」と規定されています。

4 施設整備の現状

昭和50年代前半までに建設された学校は、40年を経過し老朽化が著しいことから、計画的に校舎の改築や大規模改造を行ってきましたが、東日本大震災を契機に校舎の耐震化が急務となり、校舎の耐震補強を先行してきました。

このような状況の中、現在、児童生徒の安全確保のため、仮設校舎での対応を余儀なくされている学校については、学校再編時に校舎改築等の整備を図ることとしています。

児童生徒の安全・安心かつ快適な学校生活と、今後必要とされる教育環境の整備・充実のために、計画的に施設整備を図っています。

Ⅲ より良い学習環境づくりのために

Ⅲ より良い学習環境づくりのために

1 日立市立学校適正配置基本方針（平成30年3月策定）（資料編47ページ参照）

本市では、学校が小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本市が目指す教育の実現に向け、学校の適正配置の基本的な考え方と具体的な計画づくりのための指針として「基本方針」を策定しました。

学校は、児童生徒の確かな学び、豊かな心、そして健やかな体を育む教育の基盤となるものです。

学校の規模が小さくなると、人間関係の広がり、学習形態の多様さ、課外活動の種類などが制限され、本来それらを通して得られる社会性や人格形成に必要な成長の機会を狭めてしまう懸念があります。人間関係上のトラブルなどに、クラス替えで対応できる場合も少なくありません。

また、児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな学習指導や生活上の指導、教員の相互研修、児童生徒と向き合う時間の確保など、一定の学校規模を確保することで教員の配置が充実し、多様な指導体制や学校運営体制を整えることが可能になります。

さらに、教育の機会均等の視点からも、学校規模をできる限り標準化することが必要であるため、本市が目指す学校規模を次の通りとしました。

【小学校】

クラス替えができる各学年2学級以上

【中学校】

クラス替えができ、かつ、国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員が配置できる各学年3学級以上

また、児童生徒の学習環境を整え、目指す学校規模を確保していくため、通学区域の見直しや学校の統合など、学校の再編を進める際の留意事項を次の通りとしました。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 適切な配置バランス | (2) 通学時の安全等 |
| (3) 校舎の安全 | (4) 児童生徒への配慮 |
| (5) 地域への配慮 | (6) 中里小・中学校について（個別に検討） |
| (7) 学校の新たな「かたち」づくり | |

特に「(7) 学校の新たな「かたち」づくり」では、これからの本市教育の土台となるものとして、小中連携教育を更に強化する体制づくりや、地域の核としての学校の在り方を再構築しながら、地域とともにある学校づくりを進める考えを示しています。

2 一人一人の成長を支えるための学校再編（14ページ<図3>）

本市では、「振興基本計画」に基づき、社会や人生を豊かにする感性を磨く学習や体

験活動、急速なICT(*)の進展に対応できる教育の充実や環境の整備、社会のグローバル化に対応できるコミュニケーション能力の育成や英語教育の充実などに取り組んでいます。

こうした本市教育の一層の充実を図るため、これまで取り組んできた小中連携教育を発展させた小中一貫教育に市内全校で取り組むとともに、小・中学校や家庭、地域との連携を更に進めていく中で、未来を拓く人材の育成を目指します。

学校の再編は、児童生徒一人一人の成長を支えるため、目指す学校規模の維持・確保に努めるとともに、小中一貫教育を実践するための環境を整え、教育効果を最大限に引き出す体制づくりを担うものです。

※ ICT (Information and Communication Technology) は情報処理や通信に関する技術のこと。
パソコンやタブレットなどのICT機器の活用は、子どもたちの学習への興味関心を高め、分かり易い授業や主体的・協働的な学びを実現するために効果があります。

(1) 小中連携の更なる強化 (小中一貫教育の推進)

小中連携教育や小中一貫教育が全国的に取り組まれてきた大きな理由は、中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不応を起す、いわゆる「中1ギャップ」への効果的な対応の必要性です。その対応のため、本市においても小中連携教育に取り組み、成果を積み重ねてきました。今後は、この成果を基に、更に効果的な取組を進めていく必要があります。

小・中学校の連携を更に強化した小中一貫教育は、教職員が9年後の目指す児童生徒の姿を共有し、協働して取り組む教育活動です。本市では、小中一貫教育に取り組み、義務教育9年間を通し、校種の垣根を越えて、教職員が共に一人一人の成長を見守り個性や発達の状況を理解して接することで、教職員と児童生徒の信頼関係を深め、学校生活や学習への不安の軽減につなげます。

ア 小中一貫教育の形態 (資料編 56 ページ参照)

小中一貫教育の形態には、校舎の配置から施設一体型、施設隣接型、施設分離型などがあります。要件が整う場合は、施設一体型としての整備を検討しますが、本市では、既存の学校敷地を活用しながら、主に施設分離型での小中一貫教育に取り組みます。施設分離型では、小・中学校が独立しているために、校舎間の距離がデメリットとされる一方で、小学校の最高学年を経験することで大きな成長が促される、また、中学校進学に憧れや期待感を持たせるなど、学校が独立していることが指導上のメリットです。施設分離型のメリットを最大限に生かしながら、取組を推進します。

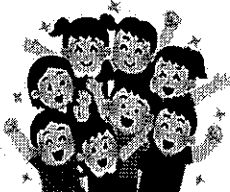
推進に当たっては、市教育委員会 (以下「市教委」という。) に小中一貫教育コーディネーターの配置を検討するなど、これまでの小中連携教育から更に高度な連携となるよう支援体制を整備します。

イ 小中一貫教育カリキュラム (教育課程) の作成

児童生徒の健やかな成長を支えるため、義務教育の9年間を見通し、発達段階に応じた学びの連続性と適時性に配慮した本市独自の小中一貫教育カリキュラムを作成します。


日立市教育振興基本計画【学校教育】

未 来 を 拓 く 人 づ く り



目指す子どもの姿「ひたちっ子」

ひ 広い視野で世界にはばたく 考える子
 た たくましく未来を切り拓く 元気な子
 ち 地域を愛し心豊かに生きる やさしい子





再
編
計
画
再
編

指導力の向上 学ぶ意欲の向上

9年間の成長を支える取組 (小中一貫教育)

一人一人の発達段階を意識した小中教職員の連携した指導など、9年間を見通した学びと成長を支える環境を整えます。

学校と地域は車の両輪

地域とともに「ある学校づくり」
(教員・地域との連携)

◎ 学校運営協議会制度の活用
◎ 「ひたちらしさ」を活かした教育



小中連携の更なる強化
(小中一貫教育の推進)

- ・小中一貫教育の形態は主に施設分離型
- ・小中一貫教育カリキュラムの作成



学校が連携しやすい環境整備

- ・小中学校のグループ化
- ・規模や通学距離を考慮した7つのエリア設定
- ・連携のためのICT環境の整備・充実

学校規模の維持・確保で可能となるのは…

・子ども同士の幅広い交流 ・人間関係の固定化を回避 ・クラス替え ・部活動の選択 ・教職員数の確保

このカリキュラムに基づき、教職員が、小・中学校それぞれの段階での発達状況や学習の習熟度などを十分に共有し、一人一人に合わせた指導を行うことで、これまで以上に指導内容の広がりや深まりが生まれ、児童生徒の興味関心を喚起し学習意欲を高め、学力の向上につなげます。

コラム1 小中一貫教育 転校への影響は？

本市で取り組む小中一貫教育では、学習指導要領に準拠した小中一貫教育カリキュラムを作成し、それに基づいて、市内全校で実施する予定です。市内の転校であれば学年途中でも学習進度が大きく異なることはありません。私立中学校や県立中学校に進学を希望する場合にも、影響はありません。

市外への転出（転校）であっても、公立の小・中学校は学習指導要領に準拠して指導しており、現在の転出（転校）と変わることはありません。

また、本市では6-3制を継続しますので、小学校高学年でのリーダー経験、小学校の卒業式、中学校の入学式などで中弛みすることなく、新たな気持ちで進学する機会も維持します。

(2) 学校が連携しやすい環境整備（16 ページ＜図4＞）

本市では、地理的要因や学区が定められた経緯などから中学校への分散進学（1つの小学校から複数の中学校へ進学すること）が多く、小・中学校間や中学校と地域との連携が進めにくい状況にあります。

本市において、効果的に小中一貫教育を実践するには、中学校を中心としたバランスの取れた学校配置への見直しや学校規模の維持・確保、分散進学の解消などが必要です。

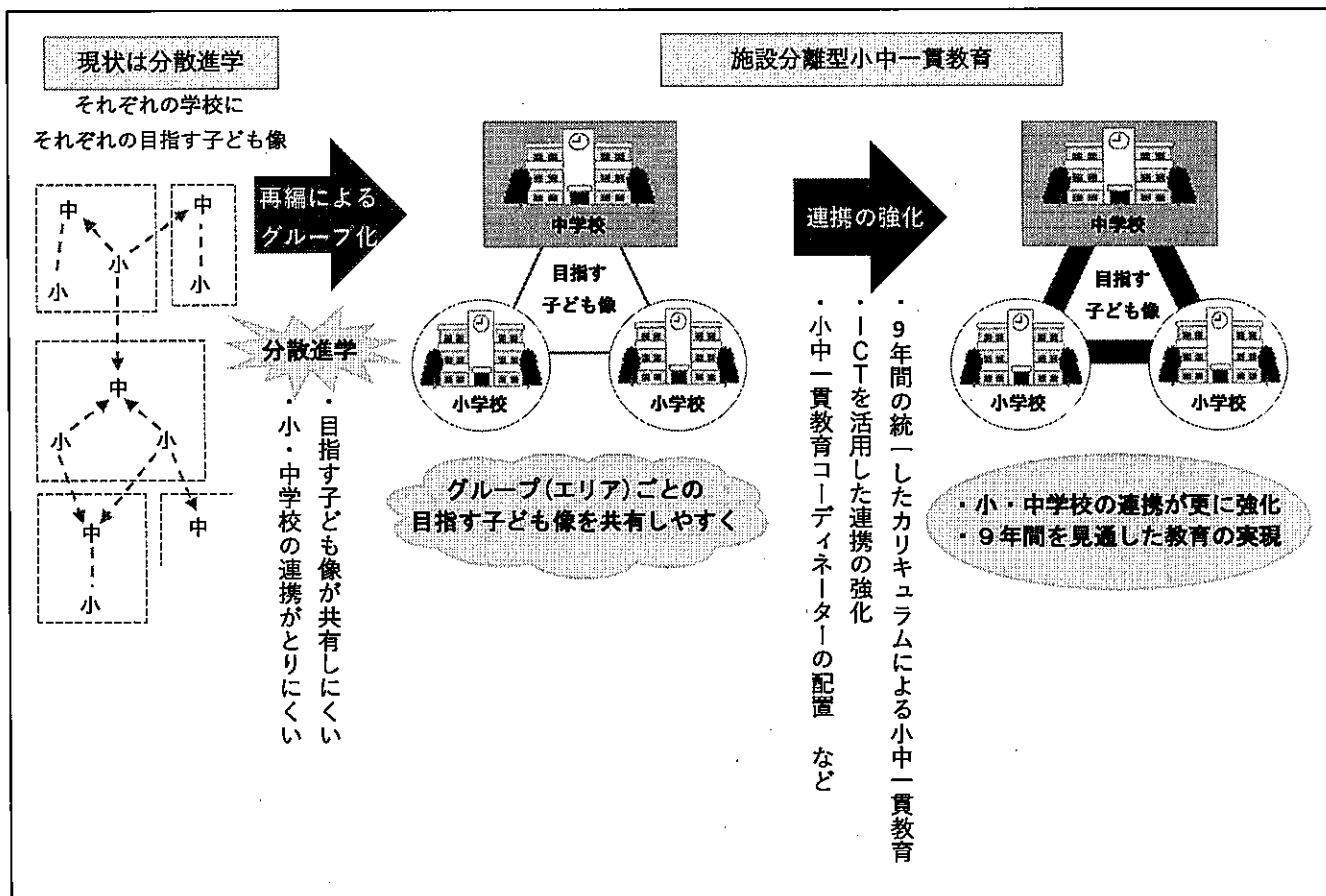
学校再編を通して、このような課題に取り組むとともに、遠隔授業やテレビ会議などの学校間の連携を支援するICT環境の整備を進めます。

ア 小・中学校のグループ化

分散進学を解消し、中学校を中心とした学校配置に見直します。児童生徒の居住分布に応じて、中学校1校に対し小学校2～3校を小中一貫教育グループとし、それぞれの学校において目指す学校規模を確保するとともに、グループとしての目指す児童生徒の姿や教育目標を共有し、小・中学校の教職員の協働の下、児童生徒の9年間の成長を支える体制を整えます。

後述するように、学校間だけでなく、目指す児童生徒の姿や教育目標を、家庭や地域とも共有することで、より円滑で密接な連携と協働が期待できます。学校のグループ化と併せて、そのような体制づくりに取り組み、小中一貫教育の実践を支えます。

<図4>小中一貫教育と学校のグループ化



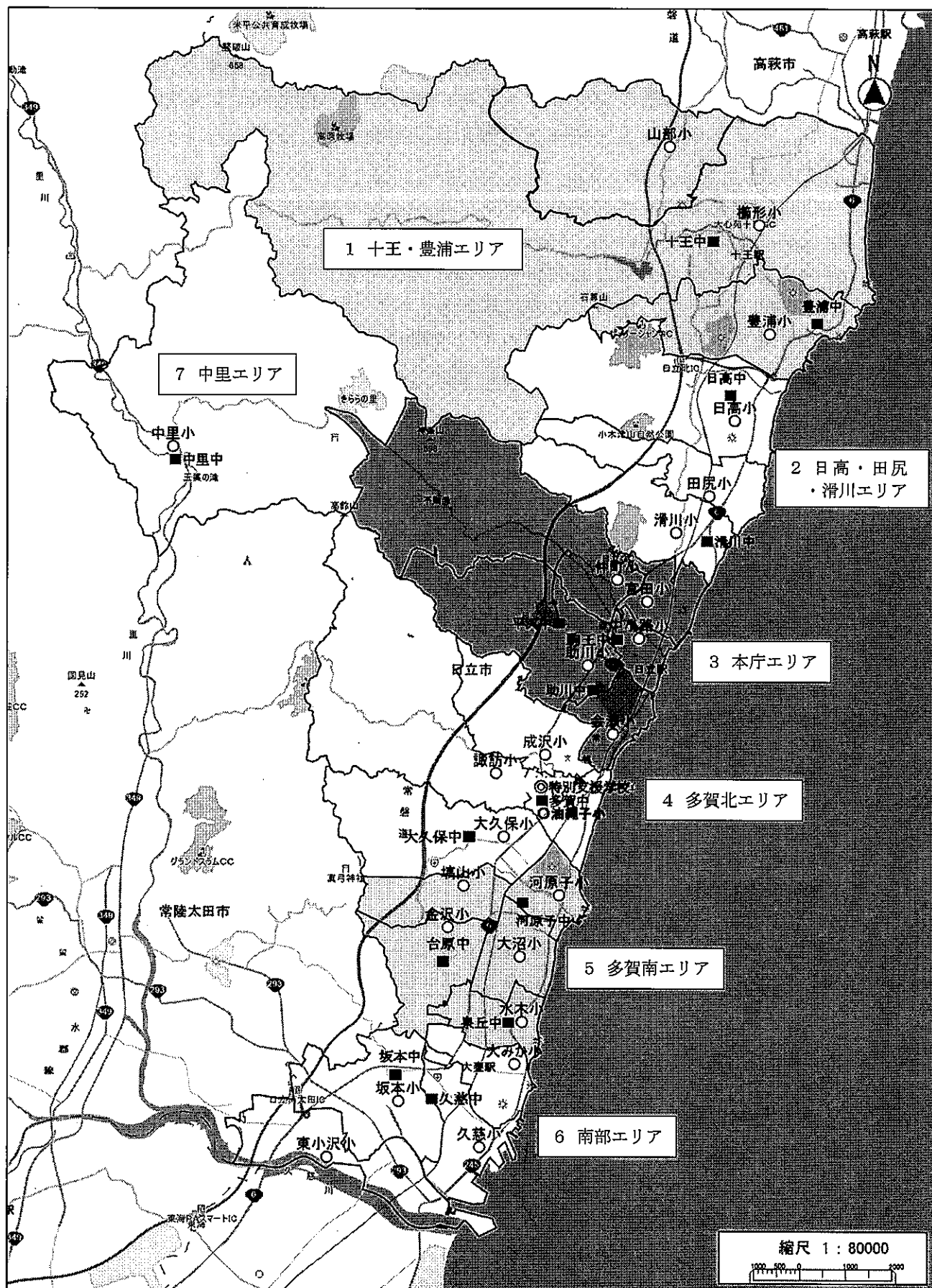
イ 学校規模や通学距離等を考慮した7つのエリア (17ページ<図5>)

小・中学校のグループ化に当たっては、目指す学校規模を確保した上で、通学距離や居住分布、地域間の関係性、歴史的・地理的要件などを考慮し、市内を下記の①～⑦のエリアに分け、各エリア内の学校を、中学校1校、小学校2～3校のグループとし、小中一貫教育を推進します。

【7つのエリア内の小・中学校】

エリア	小学校	中学校
①十王・豊浦	山部小、楡形小、豊浦小	十王中、豊浦中
②日高・田尻・滑川	日高小、田尻小、滑川小	日高中、滑川中
③本庁	宮田小、仲町小、中小路小、助川小、会瀬小	駒王中、平沢中、助川中
④多賀北	成沢小、諏訪小、油縄子小、大久保小	多賀中、大久保中
⑤多賀南	河原子小、大沼小、水木小、塙山小、金沢小	河原子中、台原中、泉丘中
⑥南部	大みか小、久慈小、坂本小、東小沢小	久慈中、坂本中
⑦中里	中里小	中里中

<図5> 7つのエリア及び令和2年度現在のエリア内の小・中学校



ウ 連携のためのICT環境の整備・充実

小中一貫教育を行う中で、グループ内の学校が円滑に連携し、教育活動を充実していくためには、児童生徒の日常的な交流が欠かせません。

施設分離型においては、学校間の距離というデメリットを補う工夫が必要です。学校行事や校外学習など、子どもたちが触れ合える機会が更に有意義なものとなるよう、インターネットを使った交流や共同学習など、日常的なICTの活用が必須です。

また、校務支援システムやインターネット等を活用して他校と効率的に連携し、学校間の距離や連携に係る教職員の負担を軽減することで、児童生徒一人一人に向き合う時間が増え、更なる教育活動の充実を可能とすることができます。

日常的・効率的な連携の促進に当たり、タブレット端末やプロジェクタ等の配備、校内LANの高速大容量化などのICT環境の整備を進めるほか、ICT支援員の配置を検討し、各校のICT活用を支援します。

コラム2 GIGAスクール構想

日常的・効率的な連携に欠かせないICT環境ですが、学校ICT環境の整備に当たっては、国も積極的に取り組んでいます。

文部科学省では、子どもたちの資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現等を目指してGIGAスクール構想に取り組んでおり、一人一台端末環境が整備される見通しです。

文部科学省は、この環境整備を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、学校教育におけるICT活用や家庭への端末の持ち帰りをより積極的に進める中で、ICTを活用した学びの出発点として、学習用デジタル教科書は必須」とのことから、令和3年度には「学習用デジタル教科書普及促進事業」の実施が検討されています。

また、GIGAスクール構想の中では、日常的にICTを活用できる指導体制への支援も検討されています。

本市でも、児童生徒一人一台のタブレット型パソコンの整備を行っており、家庭学習にも対応できる環境が整うよう進めていきます。

(3) 地域とともにある学校づくり（家庭・地域との連携）

子どもたちは中学校を卒業し、やがて、地域を担う側として活躍する存在となっていきます。地域の人材や資源を活用した教育活動等により、子どもたちの成長が地域に支えられている一方で、地域の課題解決に向けて学校や児童生徒が積極的に貢献するなど、双方向の関係作りを進めることが、再編後の新しい学校を核とした地域の絆を深めることにつながると考えます。

9年後の目指す児童生徒の姿を学校と家庭、地域が共有し、協働して成長を支える取組を通して、子どもも大人も地域の一員として、自らが主体となって地域の活性化

に取り組む態度を育む学校づくりを進めます。

このような取組は、学習指導要領にも盛り込まれたE S D(※)の理念でもあり、地域貢献にとどまらず、国際社会が必要とする人材育成にもつながるものです。

※ E S D (Education for Sustainable Development) は「持続可能な開発のための教育」と訳され、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。学校教育の中では、教科等を越えた教育課程全体の取組を通し、児童生徒の一人一人が、自然環境などの地球規模の課題を自らのものとして捉え、解決に向けて自分ができることを考え実践できるようになることを目指しています。

ア 学校運営協議会制度の活用 (コミュニティ・スクール)

学校が抱える課題は多様化・複雑化し、学校単位の取組では十分な対応が難しくなっています。

また、子どもたちの生きる力は、学校だけで育まれるものではありません。地域社会とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して、実社会に裏打ちされた幅広い知識と能力が育まれ、子どもたちは心豊かにたくましく成長し、やがて、地域を担う存在となっていきます。

学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール) は、学校と家庭、地域が連携して地域全体で児童生徒の成長を支える取組として、学校間の連携とともに、小中一貫教育の実践における車の両輪となることから、効果的な活用を図り、双方向の関係づくりを進めます。

イ 「ひたちらしさ」を活かした教育 (地域を愛し担う人材の育成)

高度情報化や社会・経済のグローバル化が進展する中で、郷土の伝統や文化を学び、自然に親しみ、地域を愛することは、児童生徒の豊かな人間性と社会性の基盤を育むために重要です。それぞれの地域に残る伝統や文化を小・中学校の9年間を通して系統的に学び、継承しながら、地域を愛し担う人材の育成を図ります。

また、「ものづくりのまちの教育」として、「ひたちらしさ」の一つでもある理数教育は、物事を科学的に捉え探求する能力と態度を育成する本市教育の特色でもあります。

子どもたちの学習意欲や興味を高める取組やより専門的に学べる環境の整備を通して、将来の予測が困難な時代であっても、未来を切り拓いていける人材の育成を目指します。

3 再編の取り組み方

(1) 目指す学校規模を下回る学校への対応

学校規模の維持・確保を定めた「基本方針」に基づき、通学区域の見直しや学校の統合などにより、学校の再編を行います。

目指す学校規模を下回る学校の対応については、次のように進めます。

ア 小学校

(ア) 複式学級

複式学級では、教員の授業準備など負担が大きくなっており、「一般に教育上の課題が極めて大きい」とされていることから、早期の解消を図ります。

複式学級の継続が予測され、解消する見込みがない場合には、近隣校との統合を検討し、統合するまでの間、児童生徒の学習環境に配慮します。

(イ) 各学年1学級編制の小学校

各学年1学級編制の小学校については、クラス替えができない、多様な指導形態が取りにくい、学習活動に制約が生じるなど、教育的な課題が生じる可能性があります。小中一貫教育のグループ化を見据えて、次の順で再編の検討を行い、各学年1学級編制の解消と児童の学習環境の維持・改善を図ります。

- ① 全学年が35人以下の学校(※)
- ② 3～6学年に36人以上の学級がない学校
- ③ 3～6学年に36人以上の学級がある学校

※ 茨城県の学級編制の基準では、小学2年生までの学級人数の上限は35人、3年生以上の上限は40人です。①の学校では将来この上限が全て35人に変更された場合でも全学年において複数学級になることはありません。同じく②の学校も3年生以上で複数学級となることはありません。(茨城県の学級編制基準は本計画策定時点のものです。)

コラム3 学級定員の上限(少人数学級の取組)

近年の学校教育に係る諸課題の解決や教員の働き方改革などの側面から、学級定員の上限の見直しを求める声が多く聞かれます。

学級の定員は、国からその基準が示されており、小学1年生は35人以下、それ以上の学年は40人以下です。さらに、茨城県では、小学2年生で35人以下とし、それ以上の学年で36人以上の学級が3学級以上になる場合に1学級を増設しています。中学校では、学級が増設された学年には、さらに、非常勤講師が配置されています。

これまででも、様々な機会を通して県や国に対して定員を減らすことを要望してきましたが、文部科学省は、小学校の学級の定員を令和3年度から順次、35人以下とする方針を出し、少人数学級実現へ舵を切りました。(令和2年12月)

市独自の施策として、学級の定員の上限を見直すことは、これまでの検討の過程でも度々、議論されてきましたが、取り組むには市の財政的な負担は非常に大きなものとなります。

学校の再編により学校規模を確保することで、教員配置が充実(※)し、習熟度別学習や少人数での学習など、多様な学習形態の可能性が広がります。

本市独自のものとして、特別支援学級在籍の児童が交流学級(通常の学級)で活動する場合に36人を超える学級に、少人数指導教員を配置し、実質的な少人数学級の実現に取り組んでいます。また、特別な支援を必要とする児童のため、学校の要請に応じて生活指導員の配置を行っています。

市としてできる取組を充実させ、少人数学級の実現を目指します。

※ 資料編52ページ「イ 指導体制を充実する視点」参照

イ 中学校

中学校については、クラス替えのできる学校規模の確保や教員配置の充実など、学習環境の改善を図るため、目指す学校規模を下回る学校から再編の検討を行います。

ウ 取組の時期

再編の取組を始める時期は、児童生徒の学習環境に配慮し、児童生徒数の推移や教育を取り巻く環境の変化などを見ながら、計画の見直しに合わせて柔軟に対応します。

(2) 再編の方法等

学校の再編を統合による場合は、対等な統合とし、統合後の学校は、新校として設置します。

また、新しい学校名や学校行事、児童生徒の事前交流の方法など、学校統合の準備として必要な事項について協議する組織（統合準備委員会）を設置します。明るい気持ちで新しい学校生活を円滑に始められるように、多様な視点から十分な協議を進めます。（41 ページ参照）

再編後の学校の位置は、既存の学校敷地の活用を前提とし、既存の校舎を再編後に使用する場合は、原則、改修又は建て替えを行います。

(3) 通学時の安全等

ア 距離

国の基準である小学校 4 km、中学校 6 km、通学時間はおおむね 1 時間を超えないことを前提としながらも、通学時の安全確保や児童生徒の負担を念頭に、計画策定時点での本市小・中学生の通学距離や通学時間を考慮し、おおむね小学校は 3 km、中学校は 5 km を超えないことを目安とします。

イ 通学方法

徒歩での通学を原則としますが、再編に伴い通学距離が一定以上に延伸し、徒歩や自転車による通学が著しく困難となった場合や通学上の安全確保に必要なが生じた場合は、本市の地理的条件も考慮し、学校、保護者、地域、路線バス事業者を含めた関係機関等との協議の上、運行経路、停留所の設置場所、通学時間帯の増便など公共交通機関の活用策(*)を検討します。

なお、スクールバスの運行については、再編後の学校の位置は自力通学が可能な範囲であること、本市の地理的条件や道路事情から定時的・効率的な運行が難しいことから、通学の手段としては路線バス（BRTを含む。）の活用が有効と考えます。

※ 本計画中の「公共交通機関」は、路線バス（BRTを含む。）、デマンドタクシーなどの地域公共交通を含みます。

また、現在、本市では、路線バス（BRTを含む。）を始めとする公共交通機関を通学の手段として活用することを含め、市内の総合的な交通体系に関する計画の見直しを進めています。

ウ 安全性の確保

再編後の通学路の安全については、統合準備委員会において、新たに通学路となる経路の危険箇所に関する情報を収集します。その情報に基づき「日立市通学路交通安全プログラム」(※1)の中で通学路の点検や安全対策を推進し、安全確保に努めます。

「日立市通学路交通安全プログラム」は、保護者や地域住民からの情報を基に、通学路上の危険箇所を市教委、学校、警察、道路管理者(※2)等で確認し、安全対策を講じていくものです。

※1 安全点検の方法などの詳細は、資料編 59 ページ参照

※2 国道6号線は国土交通省、国道245号線と県道は茨城県、市道は日立市が道路管理者です。

(4) 児童生徒への配慮

ア 不安・負担の軽減

再編前後における児童生徒や保護者への意識調査やスクールカウンセラーによる相談など、児童生徒や保護者に寄り添いながら、再編による不安の軽減に努め、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、統合準備期間中に学校間の事前交流等を積極的に進めます。

また、通学時の荷物の軽量化を更に進めるなど、児童生徒の精神的・身体的な負担の軽減を図ります。

コラム4 通学時の持ち物

市内の小・中・特別支援学校では、例えば、教科書やドリルなどの種類によっては家庭に持ち帰らないなど、通学時の携行品に配慮を講じ、子どもたちに過度な負担がかからないよう軽量化に取り組んでいます。今後も、この取組を更に進めていきます。

また、前述のGIGAスクール構想の中で検討されているデジタル教科書は、段階的な導入とされていますが、その普及によって、子どもたちの持ち物の軽量化にもつながる可能性があります。

イ 教職員配置の工夫

統合前後における教職員の継続配置や加配制度(増員)の活用など、学校の指導・運営体制を整えることで教職員の負担軽減に努め、児童生徒や保護者に向き合う時間を確保し不安の軽減を図ります。

(5) その他の配慮事項

ア 保護者負担への配慮

再編に当たっては、対象校間の制服や体操着、その他の持ち物をあらかじめ統一するのか、従前校のものを使用することを原則とするのかなど、統合準備委員会での協議を経た上で、新たな保護者負担が生じないように配慮します。

また、通学に公共交通機関の利用が必要になった場合の運賃助成、自転車通学時の安全対策経費など必要に応じて経済的負担の軽減策を検討します。

イ 学童保育の充実

学校統合に当たっては、併設する児童クラブ定員のニーズに見合った増員や、それに伴うクラブ室の確保や開設時間の延長などを検討し、学童保育の充実を図ります。

ウ 伝統の継承

卒業した学校が再編され、懐かしい校舎が見られなくなることに、寂しい思いを抱くのは当然のことです。また、行事などを通して各校に受け継がれている伝統は受け継ぐ児童生徒の誇りであり、自信につながるものです。それぞれの学校の思い出や伝統を継承していく方法を、統合準備委員会で検討します。

エ 跡地活用

再編により使わなくなる学校施設や敷地の利活用方法の検討に当たっては、関係部署による組織横断的な検討委員会を設置し、地域の活性化につながる利活用の方法を地域の意見や要望を尊重しながら検討します。

また、小・中学校は、災害時の避難所としての役割も担っています。再編後に公共施設として建物が残された場合は、引き続き活用したいと考えています。建物が取り壊された場合は、新たな避難所を確保・指定することなどを検討します。

IV 新しい学校配置案

IV 新しい学校配置案

前章の「より良い学習環境づくりのために」の考え方を基に、様々な配慮をしながら、本市教育の基盤となる学校配置とするため、再編を進めます。

1 学校再編の優先順位

「基本方針」に基づき、より良い学習環境の整備の観点から、以下の考え方で再編を進めます。

- (1) 複式学級・各学年1学級の解消（第1期）
- (2) 望ましい学校教育環境の整備（第1～2期）
- (3) 小・中学校のグループ化の推進（第1～4期）

第1～2期では、複式学級、クラス替えのできない状態の解消を最優先とし、さらに学校教育環境の早急な整備が特に必要な学校から取り組み、順次、小・中学校のグループ化を進めます。

第3期以降は、学校規模の確保とともにグループ化を更に推進します。

2 全体の再編スケジュール

再編に着手する時期は、次ページの表のとおりです。表にある期間中に「統合準備委員会」を設置するなど、再編に向けて準備を始めます。（41ページ参照）

着手から再編の完了までの準備期間は、下図の通り、5年程度を目安として、次ページの表中に矢印で表しています。矢印の始点（「●」）から統合に関する協議を始め、矢印の終点（「▶」）で終了、6年目の4月に新校（統合校）の開設、通学開始となるよう進めます。

なお、この準備期間は、準備の進み具合によっては、早まったり遅れたりすることもあります。この期間に、新しい学校の校名、校歌、制服、PTA活動などについて協議をしたり、統合となる学校の児童生徒の事前交流なども進めます。

また、校舎の整備が必要となる場合は、並行して、この期間内に校舎整備を進めます。

<図6>再編の標準的なスケジュール

※27ページ表中 ●-----▶ 凡例（再編着手（「●」）から完了（「▶」）までの標準的なスケジュールと内容）

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
●-----▶ 統合準備委員会					新校への 通学開始
(基本事項の合意) (新校に関する協議) 校名、校歌、校章、制服、通学路、学校行事、 児童生徒の事前交流の方法、PTA活動など					
	●-----▶ 校舎整備				
	(調査・設計)		(改修又は建て替え)		

【全体の再編スケジュール】

7つのエリア	本計画中の再編対象校	第1期 (2021~2025)	第2期 (2026~2030)	第3・4期 (2031~2040)	再編の内容と再編後の学校の位置 (統合する場合は対等な統合とし、新校として設置)
1 十王 豊浦 (P28)	十王中			●	豊浦中と十王中を統合。統合校の場所は慎重に検討。
	豊浦中				
	山部小 櫛形小	●-----→ (※26ページ参照)			山部小と櫛形小を統合。統合校は現在の櫛形小の場所。
	豊浦小	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な準備期間はおおむね5年間を想定 準備の進み具合により短縮などの場合もあり 			
2 日高 田尻 滑川 (P30)	日高中				●
滑川中					
日高小			●	田尻小を日高小と滑川小にそれぞれ統合。統合校は現在の日高小と滑川小の場所。	
田尻小					
3 本庁 (P32)	平沢中 駒王中	●-----→		●	3校を統合。まず平沢中と駒王中を先行し、統合校は現在の駒王中の場所。助川中の統合時期は、生徒数の推移を見ながら検討し、統合校は現在の平沢中の場所(駒王中から移転)。
	助川中				
	宮田小 仲町小 中小路小	●-----→			宮田小、仲町小、中小路小を統合。統合校は現在の宮田小の場所。
	助川小			検討	児童数の推移を見ながら統合を検討。
	会瀬小				
4 多賀北 (P34)	多賀中			●	<ul style="list-style-type: none"> 小学校3校の統合を視野に、まず成沢小と油縄子小を統合。諏訪小は、児童数の推移を見ながら統合を検討。統合校は現在の油縄子小の場所。 中学校2校を統合。統合校は現在の多賀中の場所。 小学校と中学校を施設一体型小中一貫校として設置することについては、慎重に検討。
	大久保中				
	成沢小			●	
	油縄子小				
	諏訪小			検討	
大久保小					
5 多賀南 (P36)	河原子中 泉丘中		●-----→	●	3校を統合。まず河原子中と泉丘中を統合し、統合校は現在の大沼小の場所。台原中の統合時期は、塙山小と金沢小の児童数の推移を見ながら検討。
	台原中				
	河原子	●-----→			大沼小を河原子小と水木小にそれぞれ統合し、統合校は現在の河原子小と水木小の場所。その後、河原子小を現在の河原子中の場所に移転。
	大沼小	●-----→			
	水木小	●-----→			
	塙山小			検討	児童数の推移や通学の安全性などを考慮し、再編の在り方を検討。
金沢小			検討		
6 南部 (P38)	久慈中 坂本中	●-----→			久慈中と坂本中を統合。統合校は現在の久慈中の場所。
	大みか小			検討	児童数の推移を見ながら、第1期統合校(東小沢小と久慈小)との統合を検討。
	久慈小	●-----→			
	東小沢小 坂本小	●-----→			東小沢小を久慈小と坂本小にそれぞれ統合。統合校は現在の久慈小と坂本小の場所。
7 中里 (P40)	中里中 中里小	●-----→			中里中の場所に施設一体型小中一貫校を整備。

3 配置案

(1) 十王・豊浦エリア（山部小、楡形小、豊浦小／十王中、豊浦中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

（児童数及び学級数の実績（5/1）と推計） （ ）の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
山部小	27人（3）	14人（3）
楡形小	822人（26）	424人（14）
豊浦小	488人（16）	252人（12）
児童数計	1,337人	690人

- ・山部小の複式学級の解消は見込めない。
- ・楡形小は現在、児童数が市内最多であるが、学区内の大規模団地分譲がピークを過ぎ、児童数は減少傾向に転じている。

(イ) 中学校

（生徒数及び学級数の実績（5/1）と推計） （ ）の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
十王中	457人（15）	236人（6）
豊浦中	236人（7）	122人（6）
生徒数計	693人	358人

- ・豊浦中は豊浦小の児童数減少に伴う中学校の小規模化で教員配置などに課題が見られ、今後、学習活動や部活動への影響が懸念される。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・複式学級の解消に優先的に取り組む。
- ・楡形小学区南端に位置する大規模団地に児童の居住が偏っており、通学区域の見直しを行っても山部小の複式学級の解消は見込めない。
- ・山部小と楡形小を統合し、統合校の位置は楡形小とすることが望ましい。

(イ) 中学校

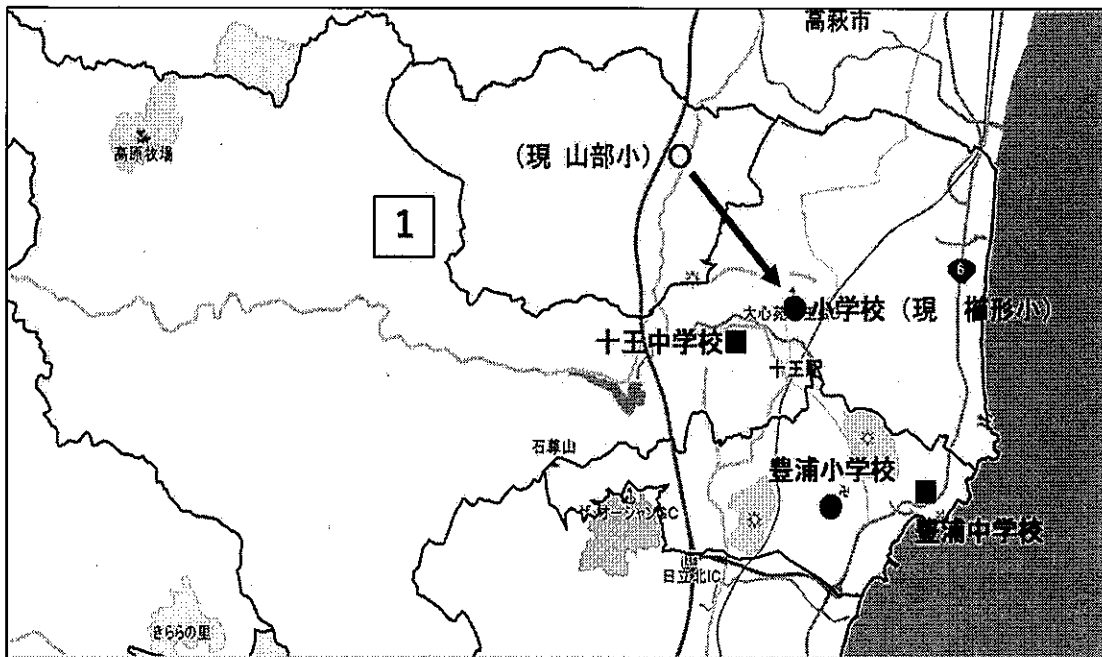
- ・十王中と豊浦中の通学区域の見直しを行っても、両校とも目指す学校規模の確保が見込めない（※）ため、将来的には、十王中と豊浦中の統合が望ましい。
 ※ 現行の40人学級で各学年3学級以上を維持するためには81人以上が必要で、各学年で3学級以上となるための生徒数の目安が243人（81人×3学年＝243人）。両校が目指す学校規模を確保するには、486人（243人×2校）以上が必要。
- ・両校ともエリアの端に位置しているため、統合校の位置は、通学距離、円滑な小中一貫教育の進め方などを勘案しながら、慎重な検討が必要である。

ウ 再編スケジュール

校種	学校名	第1期 (2021～2025)	第2期 (2026～2030)	第3期～ (2031～)
小学校	山部小	●-----▶ (※)		
	楡形小			
	豊浦小			
中学校	十王中	統合校の位置を検討		●-----▶
	豊浦中			

※ ●-----▶ 凡例 (26 ページ参照)

エ 第2期終了後の配置案



(2) 日高・田尻・滑川エリア（日高小、田尻小、滑川小／日高中、滑川中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

(児童数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
日高小	483人(15)	249人(12)
田尻小	445人(14)	230人(8)
滑川小	336人(12)	174人(6)
児童数計	1,264人	653人

- ・滑川小は宮田小から、田尻小は日高小から分離し開校した経緯がある。
- ・田尻小は学区内の公営住宅入居者の高齢化などから、ピーク時の約36%まで児童数が減少している。
- ・滑川小も学区内に公営住宅や大規模団地があるが、同様にピーク時の約31%まで児童数が減少している。

(イ) 中学校

(生徒数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
日高中	345人(11)	178人(6)
滑川中	331人(10)	171人(6)
生徒数計	676人	349人

- ・滑川中は、日高中及び駒王中から分離し開校した経緯がある。
- ・滑川中の敷地の一部は津波浸水想定区域に含まれる。
- ・将来的には、両校ともに目指す学校規模を確保することは難しいと見込まれる。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・将来的には、通学区域の見直しを行っても、3校がそれぞれ目指す学校規模を維持することは難しく、目指す学校規模の確保のため、2校に再編することが望ましい。
- ・通学距離、エリア内の配置バランスなどを考慮し、田尻小を日高小、滑川小とそれぞれ統合し、田尻小学区のうち日高中学校区を日高小に、滑川中学校区を滑川小とすることが望ましい。
- ・統合の時期は、中学校の統合時期を見据えながら検討するものとし、おおむね第3期以降とする。

(イ) 中学校

- ・将来的には、日高中と滑川中の通学区域の見直しを行っても、両校が目指す学校規模の確保が難しくなる見込みのため、統合して学校規模を確保するとともに

に、分散進学を解消することが望ましい。

- ・両校はエリアの端に位置しているので、通学距離、円滑な小中一貫教育の進め方などを考慮して、統合校の位置は、エリアの中心部である田尻小の校地を活用することが望ましい。
- ・両校の生徒数の推移を見ながら、統合の時期を検討する。

ウ 再編スケジュール

校種	学校名	第1期 (2021～2025)	第2期 (2026～2030)	第3期～ (2031～)
小学校	日高小			① ●-----▶ (※)
	田尻小			① ●-----▶
	滑川小			
中学校	日高中	経過観察	▶	② ●-----▶
	滑川中	経過観察		

※●-----▶ 凡例 (26 ページ参照)

上表の①～②は再編の順番を示し、以下の順で進める。

①田尻小の分割、小学校の統合 → ②中学校の統合と移転 (田尻小跡)

エ 第2期終了後の配置案



(3) 本庁エリア（宮田小、仲町小、中小路小、助川小、会瀬小／駒王中、平沢中、助川中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

(児童数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
宮田小	352人(12)	182人(6)
仲町小	114人(6)	59人(6)
中小路小	116人(6)	60人(6)
助川小	356人(12)	184人(6)
会瀬小	283人(10)	146人(6)
児童数計	1,221人	631人

- ・会瀬小及び中小路小は、助川小から分離し開校した経緯がある。
- ・本市の中心市街地で人口が多く、狭い範囲の中に多くの学校があっても適度な規模を維持できていたが、近年は少子化の影響により各校とも小規模化している。
- ・総じて、小規模校が多く、仲町小や中小路小は全学年が各1学級、本計画期間中には、会瀬小も複数の学年で各1学級になると見込まれる。

(イ) 中学校

(生徒数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
駒王中	297人(10)	153人(6)
平沢中	75人(4)	39人(3)
助川中	312人(10)	161人(6)
生徒数計	684人	353人

- ・駒王中は、平沢中から分離し開校した経緯がある。
- ・本市の中心市街地で人口が多く、狭い範囲の中に多くの学校があっても適度な規模を維持できていたが、近年は少子化の影響により各校とも小規模化している。
- ・平沢中は仮設校舎を使用しているため、早期の改善が必要。また、生徒数の減少により、教員配置や部活動数に課題がある。
- ・駒王中は敷地が狭い。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・互いに距離が近く、それぞれに児童数が少ないため、学区の見直しを行っても将来、目指す学校規模を確保することは難しい。
- ・通学距離やエリア内の配置バランスなどを勘案しながら、2～3校に再編することが望ましく、仲町小、中小路小及び宮田小の3校を統合し、統合校の位置は宮田小とすることが望ましい。

- ・また、会瀬小は、児童数の推移を見ながら、助川小との統合を検討する。
- ・助川小の分散進学解消のため、平沢中学区内から助川小に通学する児童については、駒王中と平沢中の統合時に、進学先を助川中へ変更することが望ましい。

(イ) 中学校

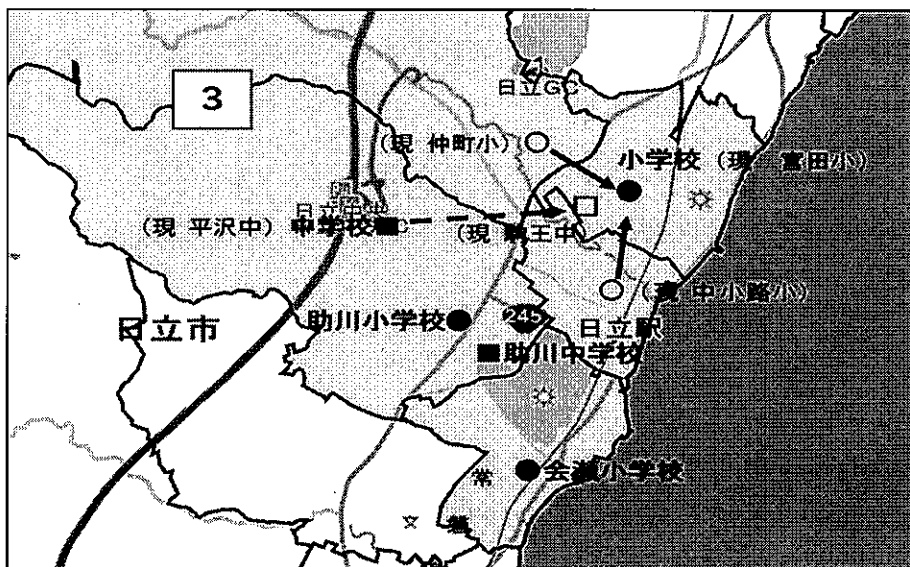
- ・駒王中、平沢中、助川中の学区の見直しを行っても目指す規模を維持することは難しいため、3校の統合により学校規模を確保し、分散進学を解消することが望ましい。
- ・統合校の位置は、通学距離や円滑な小中一貫教育の進め方などを考慮して、エリアの中心であり、学習や部活動に活用可能な施設が隣接する平沢中とすることが望ましい。
- ・3校の統合に先立ち、駒王中と平沢中を統合し、統合校を駒王中に置く。
- ・助川中は、生徒数の推移を見ながら、統合の時期を検討する。その際の統合校の位置は、エリアの中心となる平沢中とすることが望ましい。

ウ 再編スケジュール

校種	学校名	第1期 (2021～2025)	第2期 (2026～2030)	第3期～ (2031～)
小学校	宮田小			
	仲町小	●-----▶	(※)	
	中小路小			
	助川小		進学先の変更	
	会瀬小	経過観察	————▶	・統合検討
中学校	駒王中	●-----▶		
	平沢中			
	助川中	経過観察	————▶	●-----▶

※●-----▶ 凡例 (26 ページ参照)

エ 第2期終了後の配置案



(4) 多賀北エリア（成沢小、諏訪小、油繩子小、大久保小／多賀中、大久保中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

（児童数及び学級数の実績（5/1）と推計） （ ）の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
成沢小	230人（7）	119人（6）
諏訪小	277人（11）	143人（6）
油繩子小	192人（7）	99人（6）
大久保小	481人（17）	248人（12）
児童数計	1,180人	609人

- ・油繩子小は大久保小、河原子小及び成沢小から、諏訪小は大久保小及び成沢小から分離し開校した経緯がある。
- ・山側団地の少子高齢化が特に顕著で、児童数の減少に影響している。
- ・狭い範囲の中に多くの学校があっても適度な規模を維持できていたが、近年は、少子化の影響により、各校が小規模化している。

(イ) 中学校

（生徒数及び学級数の実績（5/1）と推計） （ ）の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
多賀中	335人（10）	173人（6）
大久保中	497人（15）	257人（9）
生徒数計	832人	430人

- ・大久保中は、多賀中から分離し開校した経緯がある。
- ・将来的には両校とも小規模化の進行が見込まれる。
- ・多賀中と油繩子小は、市内で唯一、同一敷地内で学校が隣接している。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・成沢小、諏訪小及び油繩子小は互いに距離が近く、それぞれに児童数が少なくなる見込みのため、学区の見直しを行っても全学年各1学級を回避することは難しい。
- ・3校を統合することを視野に入れ、まずは円滑な小中連携を考慮の上、成沢小と油繩子小を統合し、統合校の位置は油繩子小とすることが望ましい。なお、統合の時期は、おおむね第3期以降とする。
- ・諏訪小は、今後の児童数の推移を見ながら、統合の時期を検討する。

(イ) 中学校

- ・多賀中と大久保中の通学区域の見直しを行っても、両校とも目指す学校規模の維持は難しいため、統合により、学校規模の確保と分散進学を解消することが

望ましい。なお、統合の時期は、おおむね第3期以降とする。

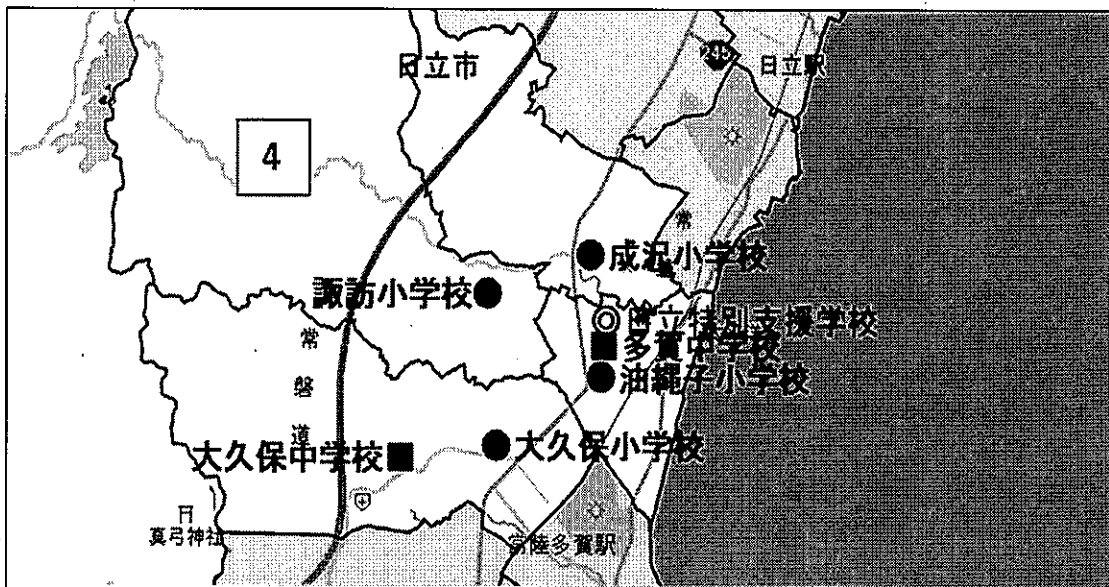
- ・エリアのほぼ中央に位置し円滑な小中連携がとりやすいこと、広い校地が確保できることから、統合校の位置は多賀中とすることが望ましく、施設一体型の小中一貫校の整備も可能であるが、その設置については、本計画期間中に、更に議論を深めることが望ましい。

ウ 再編スケジュール

校種	学校名	第1期 (2021~2025)	第2期 (2026~2030)	第3期~ (2031~)
小学校	大久保小			
	諏訪小	経過観察	→	・統合検討
	成沢小			●-----→(※)
	油縄子小			
中学校	多賀中			●-----→
	大久保中			

※●-----→凡例 (26 ページ参照)

エ 第2期終了後の配置案



(5) 多賀南エリア（河原子小、塙山小、大沼小、金沢小、水木小／河原子中、台原中、泉丘中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

（児童数及び学級数の実績（5/1）と推計） （ ）の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
河原子小	197人（7）	102人（6）
塙山小	280人（11）	145人（6）
大沼小	515人（17）	266人（12）
金沢小	246人（9）	127人（6）
水木小	376人（13）	194人（6）
児童数計	1,614人	834人

- ・大沼小は河原子小から、金沢小は大久保小及び大沼小から、塙山小は金沢小及び大久保小から分離し開校した経緯がある。
- ・7つのエリアの中で最も児童数、学校数が多く、狭い範囲の中に多くの学校があっても適度な規模を維持できていた。
- ・山側団地の少子高齢化が児童数の減少に影響し、団地の児童が通学する学校は小規模化している。
- ・半数の学校で1学級の学年があり、将来的には、大沼小を除く学校で全学年が各1学級になると見込まれる。
- ・学区が複雑に入り組み、分散進学が多い。
- ・河原子小学区は、学区の範囲が狭く、小規模化の一因となっている。

(イ) 中学校

（生徒数及び学級数の実績（5/1）と推計） （ ）の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	令和22年（2040年）の推計
河原子中	159人（6）	82人（3）
台原中	183人（6）	95人（3）
泉丘中	515人（15）	266人（9）
生徒数計	857人	443人

- ・泉丘中は多賀中から分離した大沼中（現在の大沼小の場所に小・中学校を設置）を前身とし、その後、泉丘中として現在地に開校。河原子中は多賀中から、台原中は泉丘中から分離し開校した経緯がある。
- ・河原子中と台原中の小規模化が進み、教員配置や部活動数に課題がある。
- ・小学校からの分散進学が複雑で、学校規模が偏る一因となっている。
- ・河原子中は仮設校舎を使用しているため、早期の改善が必要である。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・目指す学校規模を確保するため、2～3校に再編することが望ましい。
- ・通学距離、エリア内の配置バランス、円滑な小中連携などを考慮し、中学校を中心として周辺に小学校を配置することが望ましく、大沼小学区を南北に分け、北側の東金沢町と金沢町を河原子小、南側の東大沼町と大沼町を水木小とそれぞれ統合し、統合校の位置は河原子小、水木小とすることが望ましい。
- ・ただし、現在の河原子小はエリアの端に位置し、通学の利便性に課題があることから、中学校の統合による跡地を活用し、統合後の河原子小を現在の河原子

中の位置に移転する。

- ・塙山小及び金沢小は、少子高齢化が進む山側団地にあり、児童数の減少が見込まれる。通学の安全性なども考慮しながら再編の在り方を検討する。
- ・塙山小の分散進学解消のため、大久保中学区内から塙山小に通学する児童については、多賀中と大久保中の統合時に、進学先を台原中へ変更することが望ましい。

(イ) 中学校

- ・河原子中、台原中、泉丘中の通学区域の見直しによる学校規模の確保は難しく、また、通学区域の見直しは、分散進学を更に複雑にする可能性がある。
- ・将来的には中学校1校分程度の生徒数となることが見込まれるため、3校を統合して分散進学を解消する。また、通学距離、円滑な小中一貫教育の進め方などを考慮して、統合校の位置は、エリアの中心となる大沼小の校地を活用することが望ましい。
- ・3校の統合に先立ち、河原子中と泉丘中を統合し、統合校の位置は、エリアの中心部である大沼小の校地を活用することが望ましい。
- ・ただし、台原中は山側団地内にあり、塙山小や金沢小の児童が通学していることから、両小学校の児童数の推移を見ながら、統合の時期を検討することが望ましい。

ウ 再編スケジュール

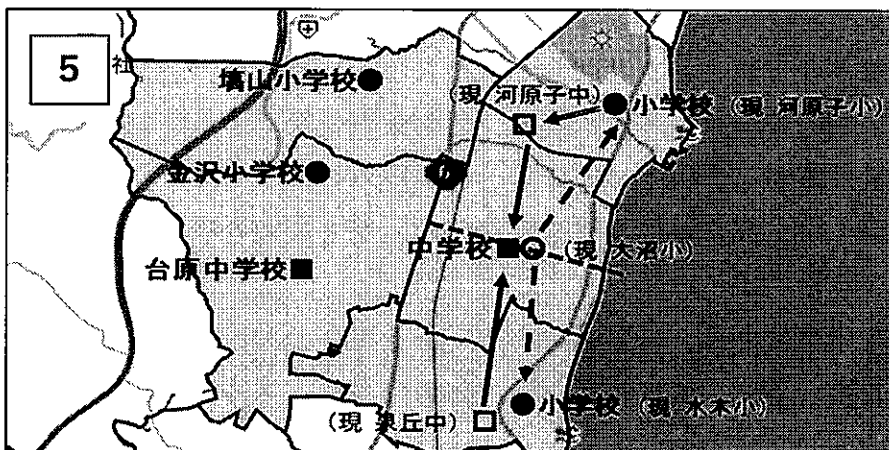
校種	学校名	第1期 (2021~2025)	第2期 (2026~2030)	第3期~ (2031~)
小学校	河原子小	① ●.....→	③ ・移転 (※)	
	大沼小	① ●.....→		
	水木小			
	塙山小	経過観察	→	・再編の在り方検討 ・進学先の変更
	金沢小	経過観察		・再編の在り方検討
中学校	河原子中		② ●.....→	
	泉丘中			●.....→
	台原中			

※●.....→ 凡例 (26 ページ参照)

上表の①~③は再編の順序を示し、以下の順で進める。

①大沼小の分割、小学校の統合 → ②中学校の統合 → ③河原子小の移転 (河原子中跡)

エ 第2期終了後の配置案



(6) 南部エリア（大みか小、久慈小、坂本小、東小沢小／久慈中、坂本中）

ア 小・中学校の現状

(ア) 小学校

(児童数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
大みか小	231人(9)	119人(6)
久慈小	271人(10)	140人(6)
坂本小	360人(12)	186人(6)
東小沢小	21人(3)	11人(3)
児童数計	883人	456人

- ・東小沢小の複式学級の解消は見込めない。
- ・東小沢小の校地の全部が津波及び久慈川氾濫の浸水想定区域に含まれる。
- ・将来的には、エリア内の全ての小学校が、目指す学校規模を下回る見込みである。

(イ) 中学校

(生徒数及び学級数の実績 (5/1) と推計) () の数字は学級数

学校名	令和2年(2020年)の実績	令和22年(2040年)の推計
久慈中	260人(8)	134人(6)
坂本中	110人(3)	57人(3)
生徒数計	370人	191人

- ・両校とも目指す学校規模を下回っており、教員配置や部活動数などに課題がある。
- ・久慈中と坂本中を合わせても、目指す学校規模を確保できない見込みである。
- ・坂本中の校舎は仮設校舎を使用しているため、早期の改善が必要である。

イ 再編の考え方

(ア) 小学校

- ・複式学級の解消に優先的に取り組む。
- ・通学区域の見直しによる東小沢小の複式学級の解消は見込めないことから、通学距離や配置バランスなどを考慮し、東小沢小学区を東西に分け、東側の留町を久慈小、西側の神田町、下土木内町、大和田町を坂本小とそれぞれ統合し、統合校の位置は久慈小、坂本小とすることが望ましい。
- ・また、大みか小は、児童数の推移を見ながら、第1期統合校（東小沢小と久慈小）との統合を検討する。
- ・多賀南エリアの再編では、エリアの中心である現在の大沼小の場所に中学校の設置を計画している。そのため、児童生徒数のバランスや通学距離を考慮して、

大みか小の進学先を現在の泉丘中から久慈中に変更し、また、その時期は、河原子中と泉丘中の統合の時期とすることが望ましい。

(イ) 中学校

- ・久慈中と坂本中の通学区域の見直しを行っても、両校とも目指す学校規模の確保は難しいため、統合により、学校規模の確保と分散進学を解消することが望ましい。
- ・統合校の位置は、エリアの中心部である久慈中とすることが望ましい。

ウ 再編スケジュール

校種	学校名	第1期 (2021~2025)	第2期 (2026~2030)	第3期~ (2031~)
小学校	大みか小	経過観察	→	・統合検討 ・進学先の変更
	久慈小	●-----→ (※)		
	東小沢小	●-----→		
	坂本小	●-----→		
中学校	久慈中	●-----→		
	坂本中			

※ ●-----→ 凡例 (26 ページ参照)

エ 第2期終了後の配置案



(7) 中里エリア（中里小／中里中）

ア 小・中学校の現状

児童生徒数及び学級数の実績（5/1）と推計（ ）の数字は学級数

学校名	令和2年（2020年）の実績	学校名	令和2年（2020年）の実績
中里小	26人（3）	中里中	19人（3）

- ・他のエリアの小・中学校と離れて立地しており、徒歩や自転車で通学できる範囲内に統合を検討できる学校がない。
- ・平成25年度から小規模特認校として市内全域から通学できるようにし、多様な学習環境を提供している。
- ・地域の特性を生かした特色ある小中一貫教育を実践している。

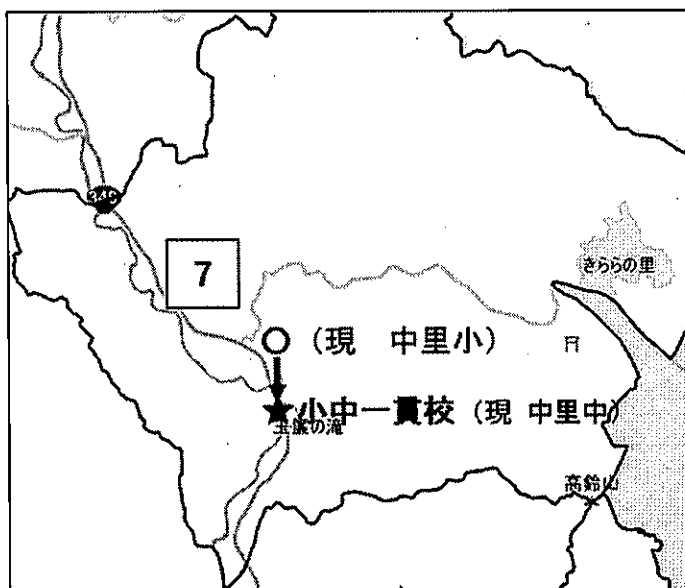
イ 再編の考え方

- ・多様な学習環境を提供しながら児童生徒の教育ニーズに応えられるよう小規模特認校制度を継続する。
- ・中学校の校舎は耐震性に課題があり、義務教育学校への移行を視野に入れた施設一体型小中一貫校として、中里中に整備する。

ウ 再編スケジュール

学校名	第1期 (2121～2025)	第2期 (2026～2030)
中里小	●-----▶ ・統合 (小中一貫校)	
中里中		

エ 第2期終了後の配置案

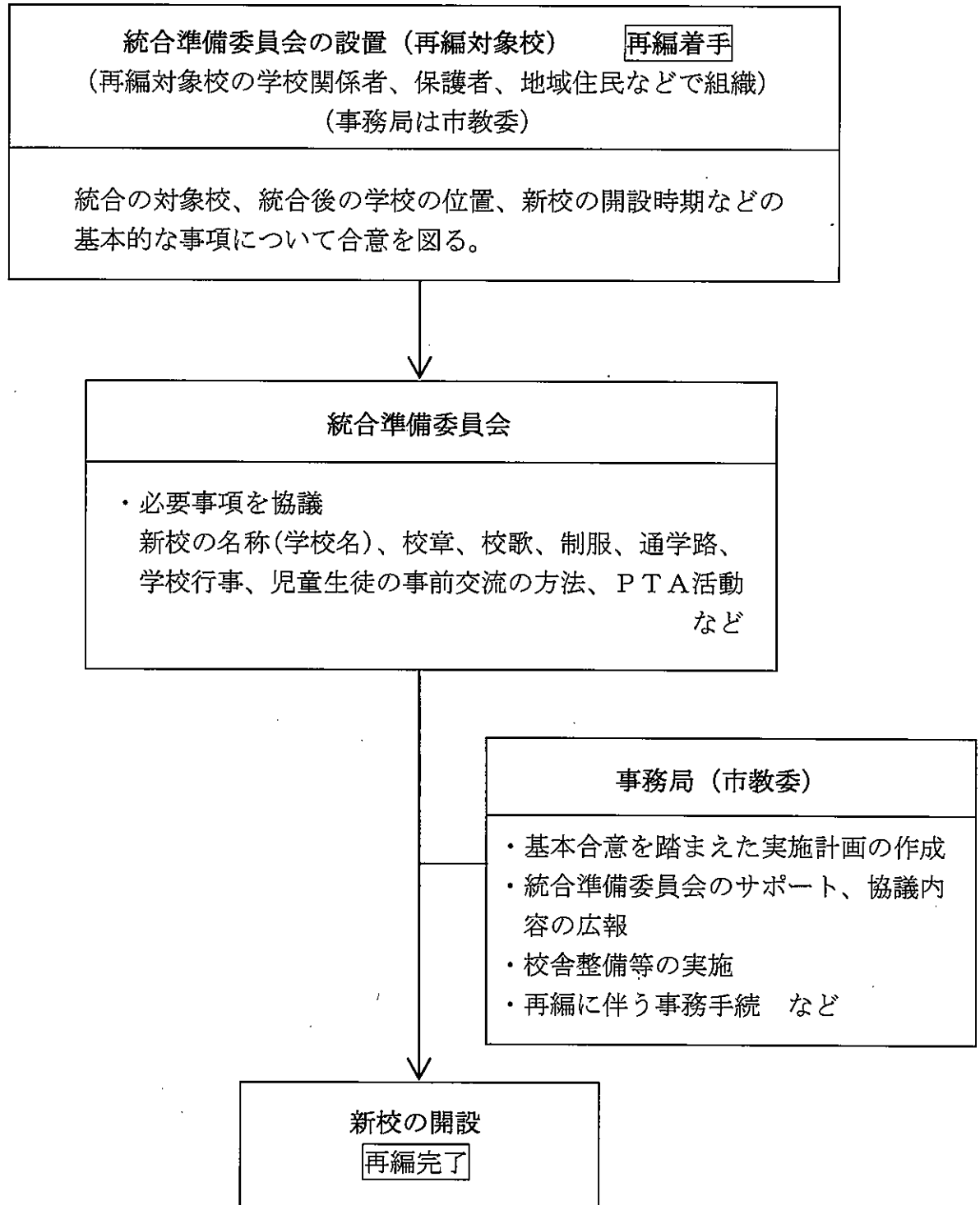


4 再編の進め方

再編計画策定後は、次の手順で再編を進めます。

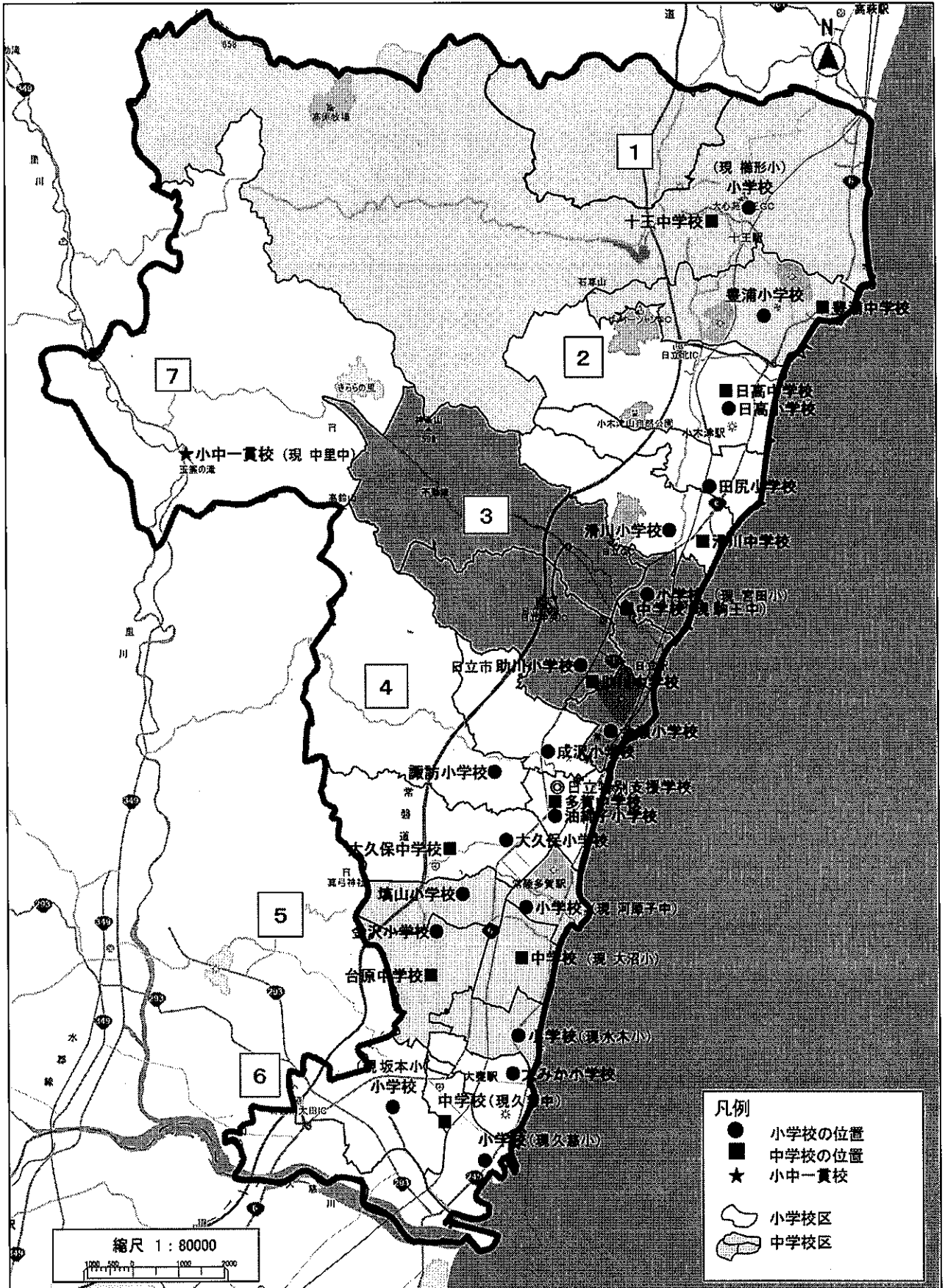
再編計画策定後は、統合準備委員会を設置し、具体的な準備に入ります。

統合準備委員会は、再編対象校の学校関係者、保護者、地域住民などで組織し、再編に関わる様々な事項を協議します。事務局は市教委が担い、会議等の運営を補佐します。



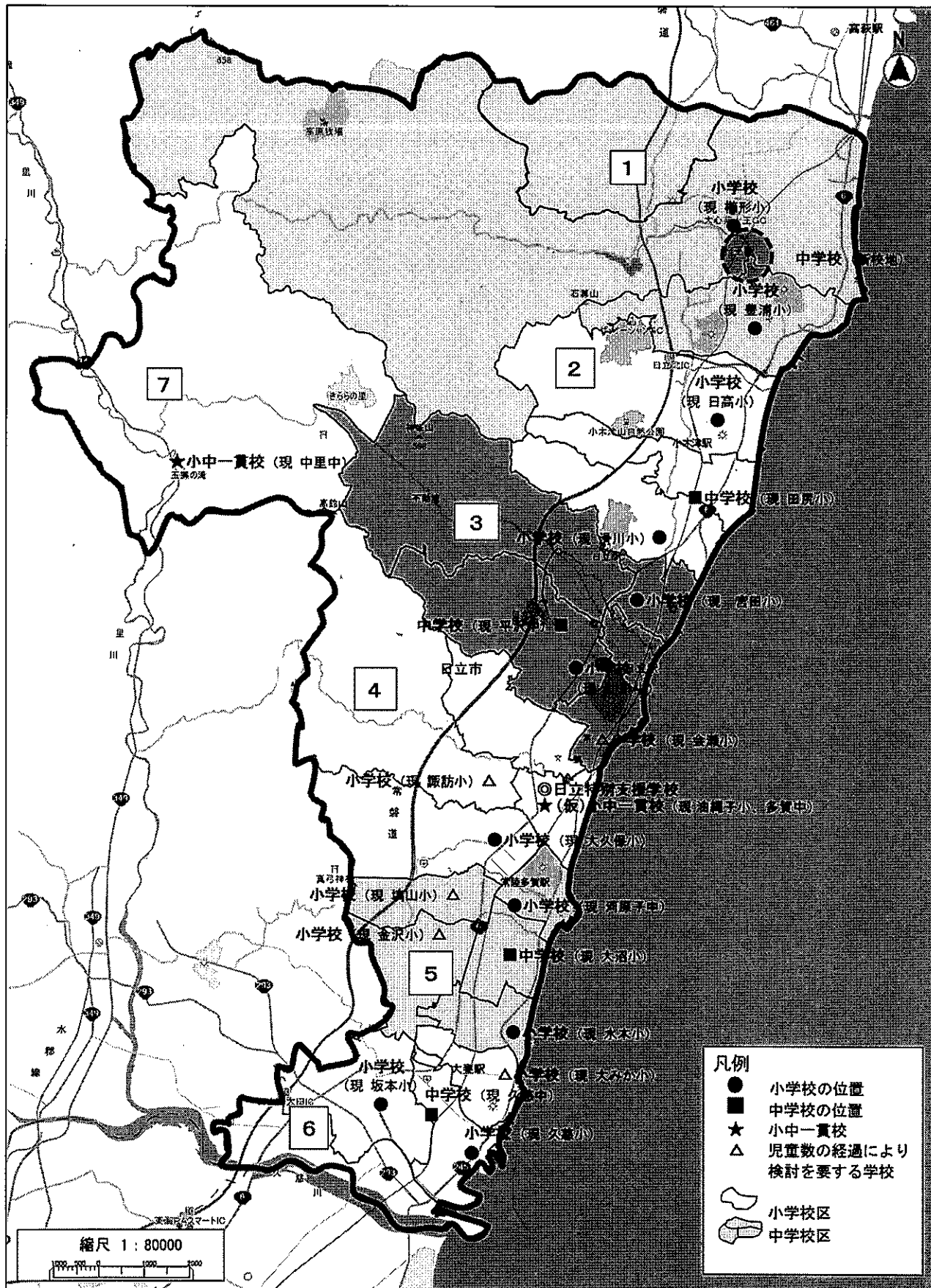
5 全体の配置案

(1) 第2期終了後の配置案



(2) 第4期終了後の配置案

この配置案は、本計画策定時の児童生徒数推計や居住分布、その他の資料に基づいて想定されるものです。本計画は教育環境の変化に応じて見直しながら進めますのでこの配置案は確定されたものではありません。



V 資料編

日立市立学校適正配置基本方針

～子どものための環境づくりを 市民とともに～

平成 30 年 3 月

日立市教育委員会

目次

はじめに

1	学校適正配置検討の背景	1
2	日立市が目指す教育	2
(1)	本市教育の基本理念	2
(2)	目指す子ども像（ひたちっ子）	2
3	基本方針を策定する目的	3

基本方針

1	基本理念	3
2	適正な学校規模	3
(1)	基本的な考え方	3
(2)	市民アンケート、地域懇談会及び検討委員会からの主な意見	4
(3)	日立市が目指す学校規模	5
3	学校の適正配置を進めるに当たっての留意事項	6
(1)	適正な配置バランス	6
(2)	通学時の安全等	6
(3)	校舎の安全	6
(4)	児童生徒への配慮	6
(5)	地域への配慮	6
(6)	中里小・中学校について	6
(7)	学校の新たな「かたち」づくり	7
4	学校再編計画の策定	7

資料編 (P8～)

1 学校適正配置検討の背景

近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する学校の小規模化が進行しています。

義務教育の9年間は、大人へと成長する、あるいは、人としての土台を作る大切な時期であることから、児童生徒が知識や学力だけでなく、コミュニケーション能力や、多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身に付けることが重要です。

学校の小規模化には、教員の目が一人一人に行き届き、指導が充実するなどの良い面がありますが、人間関係が固定しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの様々な課題も指摘されています。

一方、学校施設については、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。

このような状況を踏まえ、国や県から学校の適正規模・適正配置についての考え方※1 が示されるとともに、全国的に学校の適正配置を前提とした統廃合の動きが見られます。

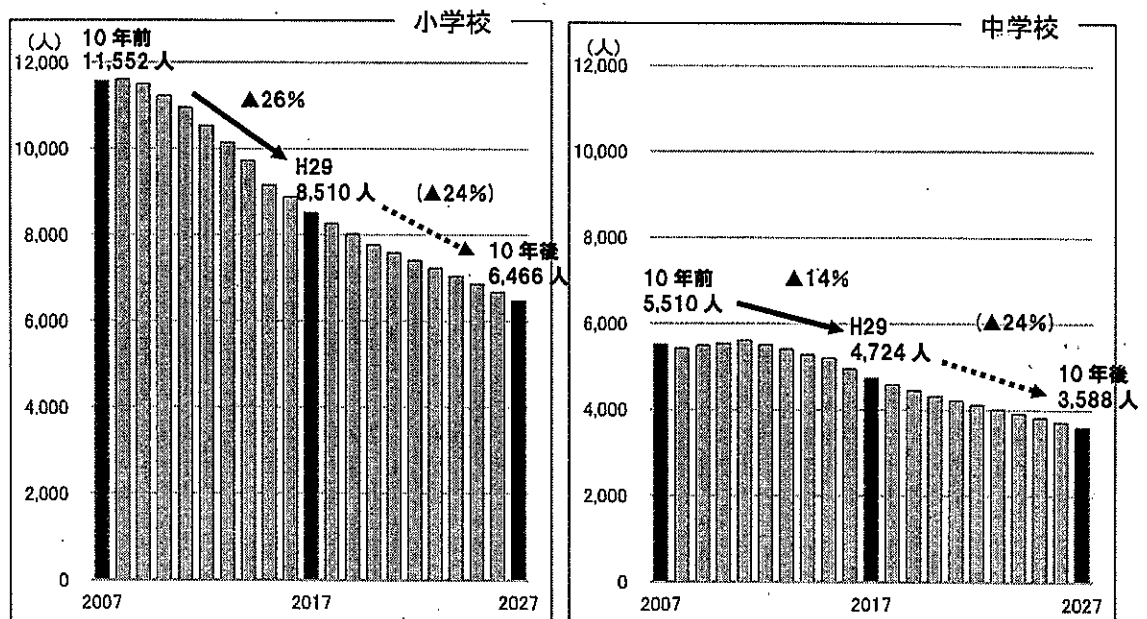
日立市においても、学校の小規模化の傾向が今後も続くものと予想される中で、学習環境の基盤となる「学校の適正規模の維持」という課題に直面しています。私たち大人は、この課題の解決を図り、児童生徒にとってより良い環境を提供する責任を負っています。

※1 市町村が児童生徒の学習環境を検討する際の指針として示されたもの

- ①文部科学省（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 平成27年1月策定）
- ②茨城県教育委員会（公立小・中学校の適正規模についての指針 平成20年4月策定）

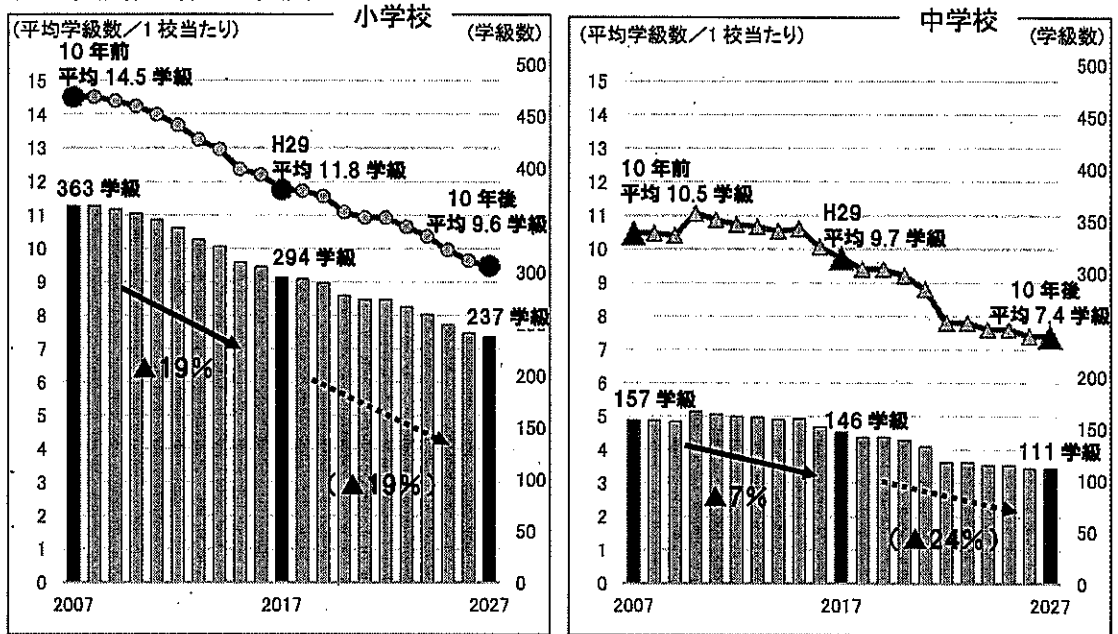
【日立市の現状と将来推計】

(1) 児童生徒数（普通学級、特別支援学級及び特別支援学校の合計）



推計は、平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した市町村別の人口推計値を基に算出

(2) 学級数（普通学級）



推計は、平成29年度の国・県の学級編成基準等（1学級当たり、小1,2は35人、それ以外は40人）に基づき算出

2. 日立市が目指す教育

(1) 本市教育の基本理念

確かな学びと豊かな心 未来を拓く人づくり

子どもたちの可能性は無限大であり、一人一人様々な可能性をもっています。本市の教育は、その可能性を十分に引き出し、子ども一人一人が、未来の社会の発展・充実に向けて大きくはばたき、人々との絆を実感しつつ、心豊かで充実した人生を送ることができる人づくりを目指します。

出典：日立市教育大綱

(2) 目指す子ども像（ひたちっ子）

ア 広い視野で世界にはばたく 考える子

国際的な視野に立って物事を考え、行動する力を身に付けるために、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力・コミュニケーション能力を育みながら、社会に貢献する子どもの育成を目指します。

イ たくましく未来を切り拓く 元気な子

自分に誇りをもち、たくましく未来を切り拓く力を身に付けるために、すべての子どもがお互いの人権を尊重しつつ、社会全体で、その個性と能力を十分に発揮できるよう、最後まであきらめずに、根気強く物事に取り組む子どもの育成を目指します。

ウ 地域を愛し心豊かに生きる やさしい子

自然や地域を愛し、郷土日立の伝統や文化を学び、豊かな人間性と社会性を育むために、道徳教育や体験活動の充実を図りながら、豊かな心と創造力のあふれる子どもの育成を目指します。

出典：日立市学校教育振興プラン（2014～2018）

3 基本方針を策定する目的

本基本方針は、学校が小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本市が目指す教育の実現に向けた一方策として、学校の適正配置の基本的な考え方を示すものです。

あわせて、今後取り組む学校適正配置の具体的な計画づくりのための指針として策定します。

基本方針

1 基本理念

子どものための環境づくりを ～市民とともに～

2 適正な学校規模

(1) 基本的な考え方

学校は、児童生徒の確かな学び、豊かな心、そして健やかな体を育む教育の基盤となるものです。児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では、一定の児童生徒数が確保されていることが望ましいと考えられます。

学校の規模が小さくなると、学習形態の多様さ、クラブ活動や部活動の種類などが制限されることから一定の規模を必要とし、さらに教育機会均等の視点からも、できる限り学校規模を標準化する必要があります。

これらの考えの下、国や県から示された適正規模に関する考え方を参考にし、市民アンケートや地域懇談会等で寄せられた保護者、教職員、地域住民の意見を始め、日上市立学校適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）における検討内容等を踏まえ、日上市が目指す学校規模を次のとおり整理します。

ア 社会性等を育む視点

(ア) 児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、少なくともクラス替えができる学校規模が望ましい。

- (イ) 特に中学校においては、部活動を中心とした課外活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、生徒のニーズに応じた多様な課外活動を可能とする学校規模が望ましい。

中学卒業後は、様々な環境の下で新たな人間関係を築いていくことになることから、より多くの人と関わるのが重要であるため、各学年の人数・学級数が小学校よりも多い方が望ましい。

イ 指導体制を充実する視点

- (ア) 児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導ができるように、教員同士が相互に十分な意見交換ができるなど、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる教員数の配置が可能となる学校規模が望ましい。

- (イ) 学級担任制である小学校については、同学年の学級間で、教員同士が学習指導等についての相談、研究、協力などができるように、少なくとも各学年2学級の学校規模を確保することが望ましい。

- (ウ) 教科担任制の中学校については、各教科に常勤の教員を配置でき、かつ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数教員の配置が可能※2となる、少なくとも各学年3学級の学校規模が望ましい。

※2 中学校における学校規模別教科ごとの教員配置数（平成29年度の茨城県の例）

区分	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健	技術	家庭
各学年2学級 (全体で6学級)	1人	1人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	1人	—
各学年3学級 (全体で9学級)	2人	2人	2人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	1人

ウ 学校を運営する視点

- (ア) 教員が児童生徒と向き合う時間をできる限り確保できるように、一定の教員数を確保し、役割を分担することで教員一人が担う負担を軽減するとともに、教員が出張や研修で学校を不在にする場合でも、代替りの教員による授業が組みやすいように、少なくとも各学年2学級の学校規模が望ましい。

(2) 市民アンケート、地域懇談会及び検討委員会からの主な意見

- ア 小学校については、幅広い人間関係づくりができることやクラス替えができることなどを理由に、1学年当たりの学級数は「2学級から3学級」程度がよいとの回答が8割を超える結果となりました。

イ 中学校については、クラス替えができることや部活動の選択肢が増えることなどを理由に、1学年当たりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が約8割を占め、小学校よりは大きい規模を望む傾向が見られました。

ウ 学校全体としては、一定の規模が必要であるとの意見が多かった反面、学級規模については、教員の目が行き届き、きめ細かな指導ができるなどの理由から少人数が望ましいとの意見も寄せられました。

(3) 日立市が目指す学校規模

- 小学校
クラス替えができる各学年2学級以上
- 中学校
クラス替えができ、かつ、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

前提となる1学級当たりの上限の人数は、国・県に準拠し、平成29年度時点で次のとおりです。

学 年	1学級当たりの上限の人数	備 考
小1、小2	35人	1学年が36人になると18人の2学級になる。
小3～小6	40人	1学年が41人になると20人と21人の2学級になる。
中1～中3	40人	1学年が81人になると27人の3学級になる。

3 学校の適正配置を進めるに当たっての留意事項

(1) 適正な配置バランス

「日立市が目指す学校規模」を目安とし、通学区域の見直しや学校の統合などにより、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置を進めます。

(2) 通学時の安全等

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学手段を考慮した学校配置を進めます。

(3) 校舎の安全

学校の適正配置は、教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から早急に取り組むべきですが、必要に応じて学校施設の改修工事が伴うことなどから、全校を一斉に実施することは現実的に困難です。

このため、児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に、耐震補強や老朽化対策などの整備が必要な学校を優先して検討します。

(4) 児童生徒への配慮

通学区域の見直しや統合などを行う場合、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、児童生徒の不安等をできる限り軽減するとともに、新たな学校生活に円滑に移行できるよう配慮します。

(5) 地域への配慮

小・中学校は、児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域の避難所や交流の場として、さらには、小学校区が地域活動エリアと緊密に連動しているなど、様々な機能や地域とのつながりを併せ持っています。

このため、学校適正配置の検討は、児童生徒の学習環境の改善の観点を中心に据えつつも、地域住民と十分に意見交換し丁寧に進めます。

(6) 中里小・中学校について

中里小・中学校は、他の地域の小・中学校と離れて立地しているため、学校の小規模化に伴う課題を改善するため、小学校と中学校とが近接している条件などをいかし、小中一貫校としてコミュニケーション力や地域住民との関係を重視したカリキュラムを作成し、中里地区ならではの教育を実践してきました。

また、小規模特認校制度を導入し、市内全域から児童生徒を受け入れることにより、特色ある教育を望む児童生徒が集まり、現在では児童生徒数の約半数が学区外から通学しています。

中里地区の地理的特性とともに、児童生徒に多様な学習環境を提供することの有効性、必要性を鑑み、両校については、現状を維持しつつ、より良い環境づくりを個別に検討します。

(7) 学校の新たな「かたち」づくり

これまで培ってきた本市教育の様々な財産をいかし、学校、そして学校を核として地域が共に発展可能な学校の新たな「かたち」づくりに努めます。

ア 地域とともにある学校づくり

通学区域の見直しや学校統合等の検討を通し、学校、家庭、地域が継続的に議論を積み重ねていくことで、適正配置後の学校を核として保護者や地域住民との絆を深め、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）※3の導入など様々な取組によって、学校と地域が協働し、児童生徒の成長を支える「地域とともにある学校づくり」に努めます。

※3 コミュニティ・スクールは、学校と保護者・地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に児童生徒の成長を支える仕組み。

導入によって期待されることは、①学校の目標やビジョンを共有することで、学校や児童生徒の教育に対する保護者・地域住民の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増えること、②教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えることなど。

イ 小中連携教育強化のための体制づくり

本市においては、平成 22 年度から市内全ての市立中学校区で小中連携教育を進めています。学校適正配置の取組を機に、この連携の強化を図るとともに、将来的な小中一貫教育の導入も視野に入れ、中学校を中心とした小・中学校のグループ化の推進に努めます。

なお、学校の適正配置を進めていく上で、条件が整う場合は、施設一体型又は施設隣接型の小中一貫校として整備することを検討します。

4 学校再編計画の策定

「日立市が目指す学校規模」を維持・確保することを目標に、学校適正配置の全体像を示した上で、今後おおむね 10 年間に取り組む個別具体的な内容を明らかにするため、本基本方針に基づき、（仮称）日立市立学校再編計画を策定します。

なお、策定に当たっては、市の上位計画や関係計画との整合を図ります。

以上

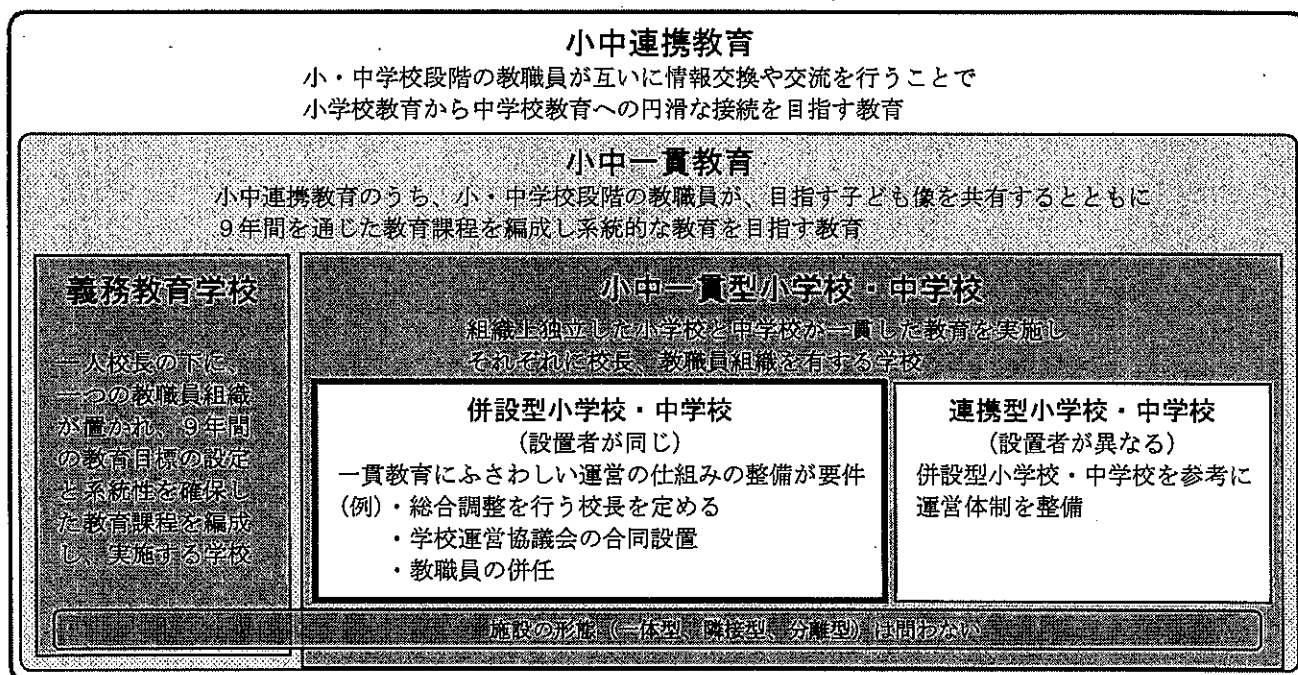
■ 小中一貫教育の概要（文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」抜粋）

平成18年の教育基本法の改正を契機として、取組は徐々に全国に広がり、その成果が集積される一方で、課題も明らかになってきました。課題とされる事柄の多くが学校種として整備されていないことによるものと考えられ、これまでの取組を更に高度化させるため、平成28年4月1日に学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、小中一貫教育が制度化されました。

1 制度上の類型

小中一貫教育を行う学校は、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の2つです。

このうち、小中一貫型小学校・中学校は、同一設置者のものは、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「併設型小・中学校」という。）、設置者が異なるものは、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校（以下「連携型小・中学校」という。）と分類されます。



2 小中一貫教育に取り組む背景

小中一貫教育に取り組む背景は、市町村の事情により様々ですが、一般的な背景として、次のような点が挙げられます。

(1) 義務教育の目的・目標の創設

平成18年の教育基本法の改正により、義務教育の目的（同法第5条第2項「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」）が定められ、続く平成19年の学校教育法の改正において、小・中学校の共通の目標として義務教育の目標規程が新設された。

(2) 教育内容や学習活動の充実

今般の学習指導要領の改訂においても、9年間を見通した計画的、継続的、教科横断的な教育課程の編成の必要性や、小中学校の接続における連携の重要性が強調されており、一人一人の教員が義務教育9年間の連続性を意識することの重要性が増している。

(3) 発達の早期化等に関わる現象

小学校高学年段階における子どもの身体的発達の早期化が指摘されている中で、自己肯定感や自尊感情に対して、小学校高学年から急に否定的になる傾向が見られるといった指摘や、「学校の楽しさ」や「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校5年生に上がると肯定的回答をする割合が下がる傾向があり、学習上のつまずきが顕在化し、その後の中学校での学習に大きな支障が見られるとの指摘がある。

(4) いわゆる「中1ギャップ」

小学校から中学校へに進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象での効果的な対応の必要性が課題として取り上げられるようになった。中学校に上がると不登校が増える傾向にあるが、中学校2、3年生でも不登校の増加は見られ、登校渋りなどの兆候は、小学校の中～高学年で現れている事例も見られることから、9年間の連続した中で課題を捉え、対策を講じる必要がある。

(5) 社会性育成機能の強化の必要性

大人と子どものコミュニケーションの減少、ゲームやインターネットに費やす時間の増加、屋外での活動の減少などで、集団遊びや異年齢の子ども同士の関りが減っている。

家庭や地域の状況が変化し、地域社会における子どもの社会性育成機能が低下する中で、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待は相対的に大きくなってきている。多様な異学年交流の活発化やより多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保、中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化など、学校教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっている。

(6) 学校現場の課題が多様化・複雑化

一人一人の教員の努力や学年単位での努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難であるという認識が広がり、中学校単位での取組を充実させる必要性が指摘されている。

3 制度活用のメリット

小中一貫教育を行う学校としての制度を活用することで、様々な効果が期待できます。

(1) これまでの制度上の課題とその解消

教育課程編成や指導計画等の作成、学校評価の実施など、小中学校がそれぞれに取り組んでいたことを、一体となって取り組む体制を整えることで、事務上の課題の解消や緩和が期待できる。

(2) 教育課程特例の活用

制度を活用する学校では、設置者の判断により、所定の手続きを経ることなく特別の教育課程を編成した取組を実施することができる。

(3) 業務の効率化や専門スタッフの活用

学校事務の共同化が促進され、校務の効率化や質の向上につながることを期待できる。さらに、スクールカウンセラーなどの専門スタッフの一層の活用が期待できる。

(4) 小中一貫型小・中学校を選択する場合のメリット

地域の実情に応じて、小中一貫型小・中学校の設置を選択する場合、以下のような小学校と中学校が別々に存在していることのメリットを生かした教育ができると考えられる

①学校のリーダーである最高学年を経験できる特性を生かし、小学校6年生の段階で大きな成長を促す指導を充実させること

②違う校地にある中学校校舎に入学すること、複数の小学校から進学者とクラスメイトになること等により、気持ちを新たにあって学校生活をスタートすること

③中学校生活に日常的には触れていないことを踏まえ、憧れの気持ちや期待感を強く持たせること

義務教育学校と併設型小学校・中学校の比較

	義務教育学校	併設型小学校・中学校
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・専科指導により、専門性の高い内容に関心が持て、学習意欲が高まる ・小中の円滑な接続で学習の理解度を把握できる 	
生活指導	中1ギャップの緩和	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫した指導ができる ・上級生がリーダーシップを発揮するようになる(思春期における自尊感情の回復) ・人間関係の固定化 ・いじめなどの逃げ場がない ・小学校高学年のリーダーとしての活躍の場が減少 ・中だるみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校それぞれの指導のメリットが生かせる ・小学校高学年で、リーダーとしての活躍の場が充実する ・中学校からのリスタート ・中学校生活への憧れを持つことができる ・進学時の密な連携が必要
修業年限	9年(前期課程6年、後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織 <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定が早い ・前期課程、後期課程のそれぞれに副校長又は教頭を配置 ・養護教諭、事務職員もそれぞれに配置されるため、校務の分担ができる ・校長が一人なので、不在になる時間が多い ・副校長、教頭を3人まで配置でき、うち1人を時短教員や非常勤講師に換算できる 	それぞれの学校に校長、教職員組織 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ・関係校との調整や移動に時間を要する(教職員の多忙感) ・各校に校長がいるので、不在時間を減らせる ・関係校の児童生徒が一堂に会する行事などは難しい
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有(当面はどちらかの免許)	所属する学校の免許状を保有していること(併任・兼務の辞令発令は可能)
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	
教育課程の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫教育に必要な独自強化の設定が可能 ・指導内容の入替えや移行が可能 	
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
	広い敷地が必要(施設一体型)	現在の校舎を活用できる(施設分離型)
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・制度移行に当たって、教職員の純増や補助金などのメリットはない ・分散進学があると難しい 	

■ 日上市通学路交通安全プログラム

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「日上市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 日上市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「日上市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムはこの会議で議論し策定しました。

今後は定期的に会議を開催し、通学路の安全確保に向けた協議・対策を進めます。

- ・国土交通省常陸河川国道事務所
- ・茨城県高萩工事事務所
- ・日立警察署
- ・日上市生活安全課
- ・日上市道路建設課
- ・日上市道路管理課
- ・日上市教育委員会学務課
(各学校(P T Aや母の会等を含む)と連携)

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

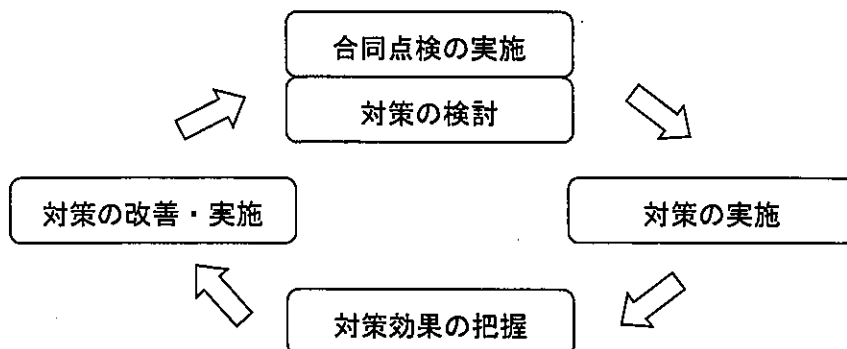
児童・生徒の登下校の安全を確保するため、市内における通学路の危険箇所を把握するとともに、必要に応じて合同点検を実施します。

危険箇所については日上市通学路安全推進会議で対策等を協議し、各関係機関において対策を実施します。

継続的に通学路の安全を確保するため、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実に努めます。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期

- ・市内の小中学校において、5月～6月にPTAや交通安全母の会等との連携による現地調査等をもとに危険箇所を把握し、事務局へ報告します。
- ・事務局は各学校から報告された内容を集約・整理します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、日立市通学路安全推進会議において重点箇所を抽出し、7月～8月頃に合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

- ・日立市通学路安全推進会議のほか、学校、PTA等、関係者が参加して合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果等から明らかとなった対策が必要な箇所について、日立市通学路安全推進会議において具体的な対策メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。
- ・関係機関は対策の実施状況について、適宜、事務局へ報告するとともに、対策が完了した場合には事務局へ報告します。

(5) 対策効果の把握

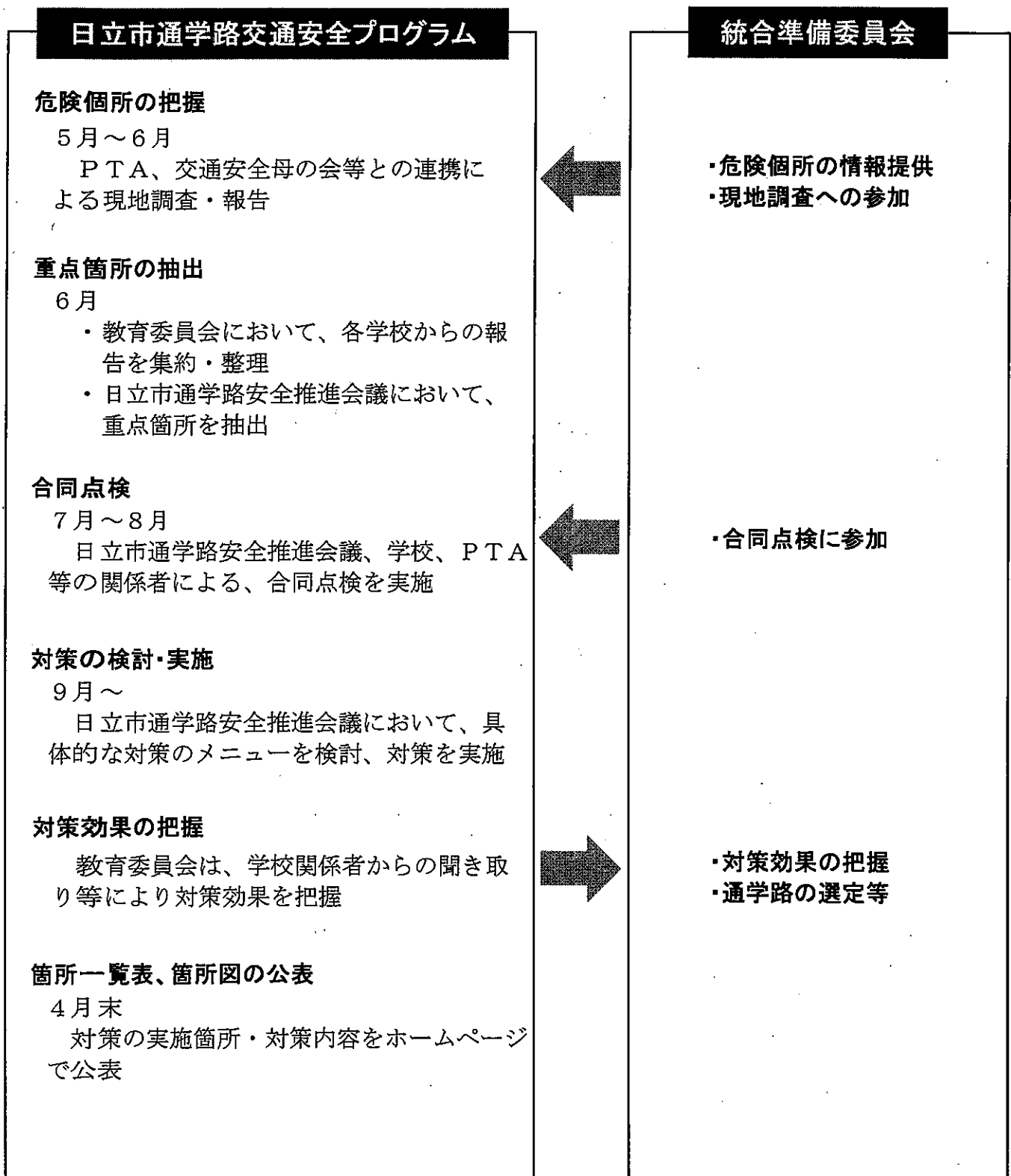
- ・対策完了箇所について、学校関係者からの聞き取り等により、適切な効果が得られているかどうか、対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、効果把握の結果等を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所一覧表、箇所図の公表

対策を実施する箇所及び対策内容については、関係者間で認識を共有するために、箇所一覧表及び箇所図を作成し、公表します。

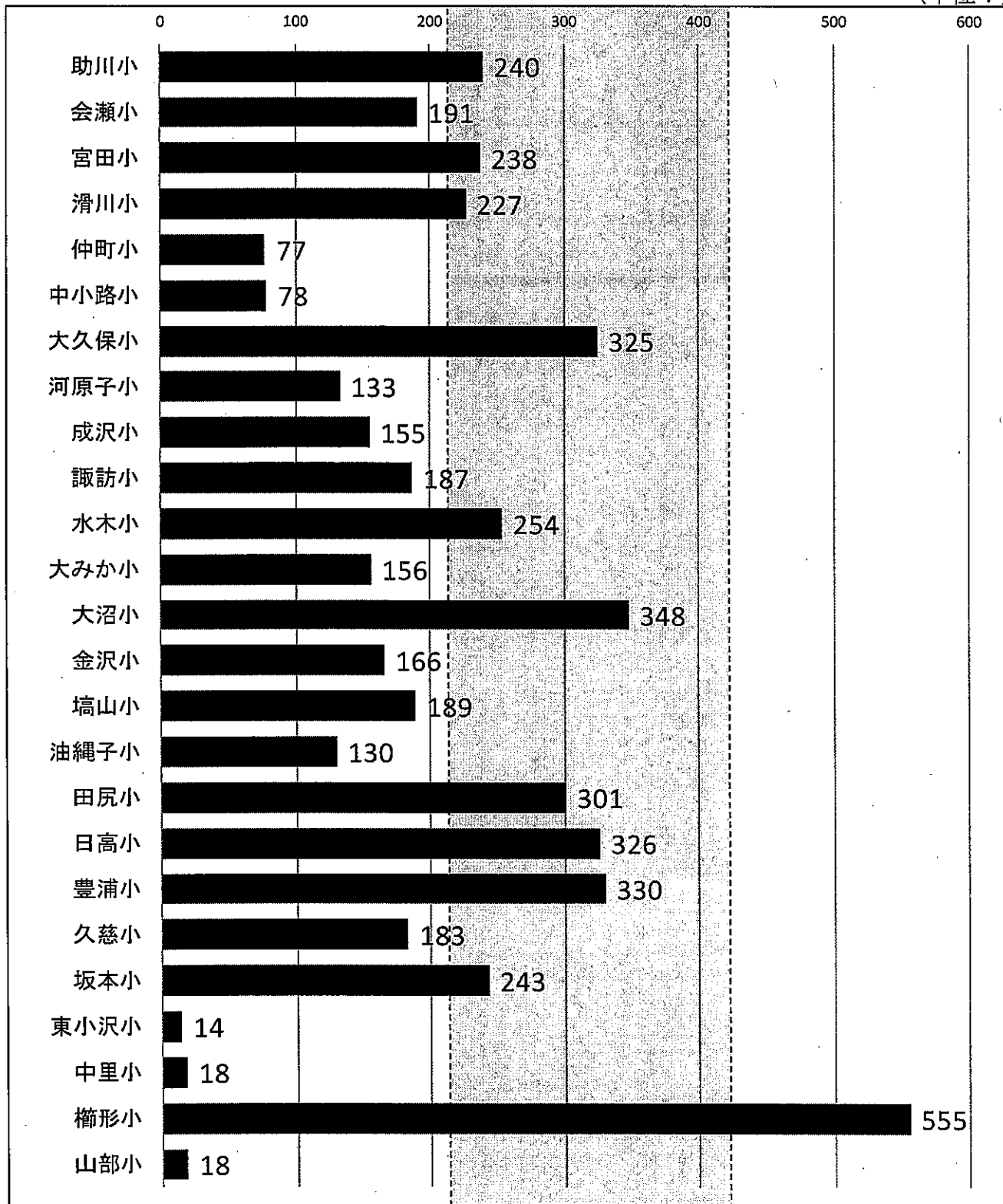


■ 学校別児童生徒数の推計

1 小学校

(1) 2030 (10年後)

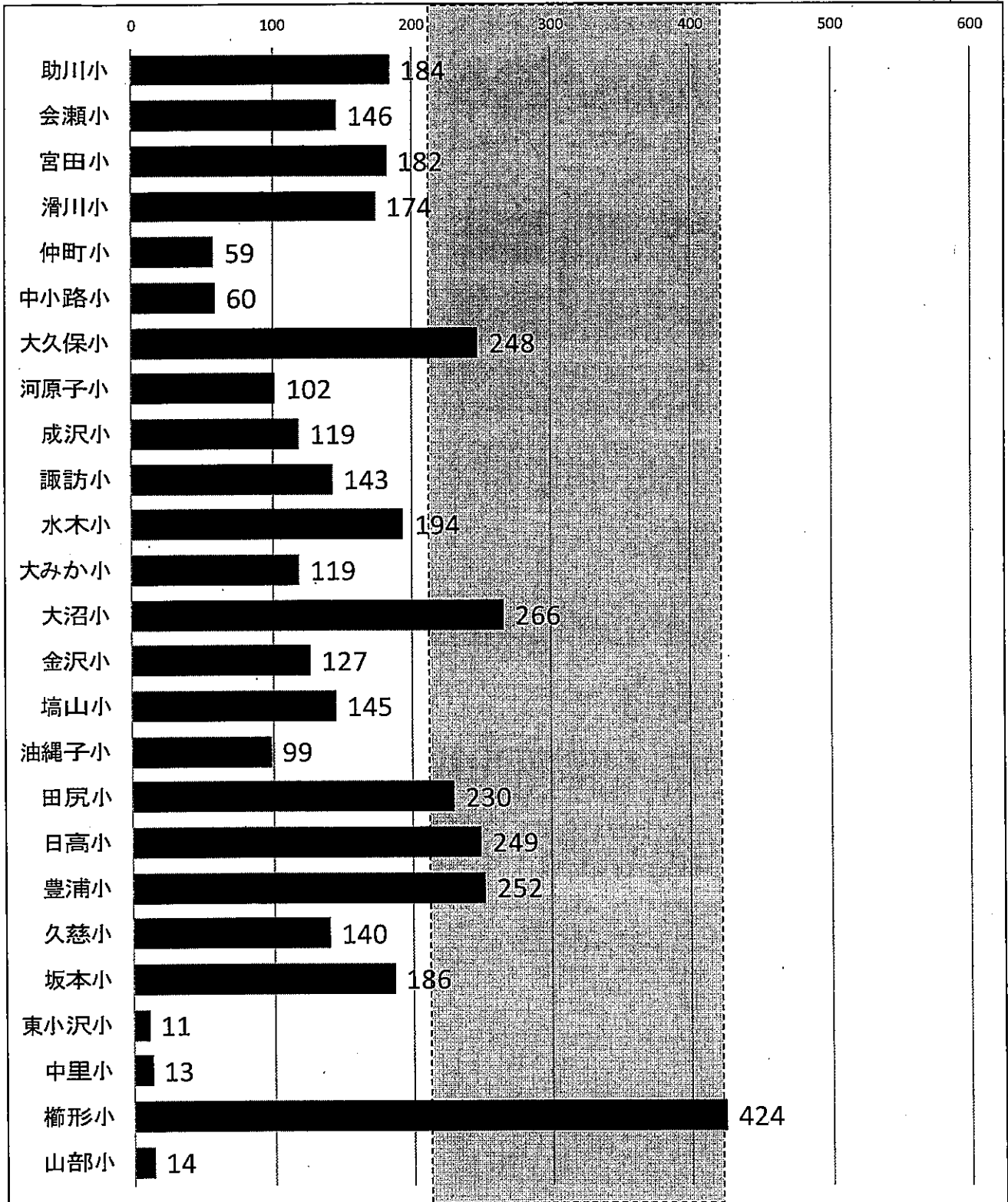
(単位：人)



※ 目指す学校規模である各学年2学級となる児童数の目安は、216人～420人。(1学級は35人で換算)

(2) 2040 (20年後)

(単位：人)

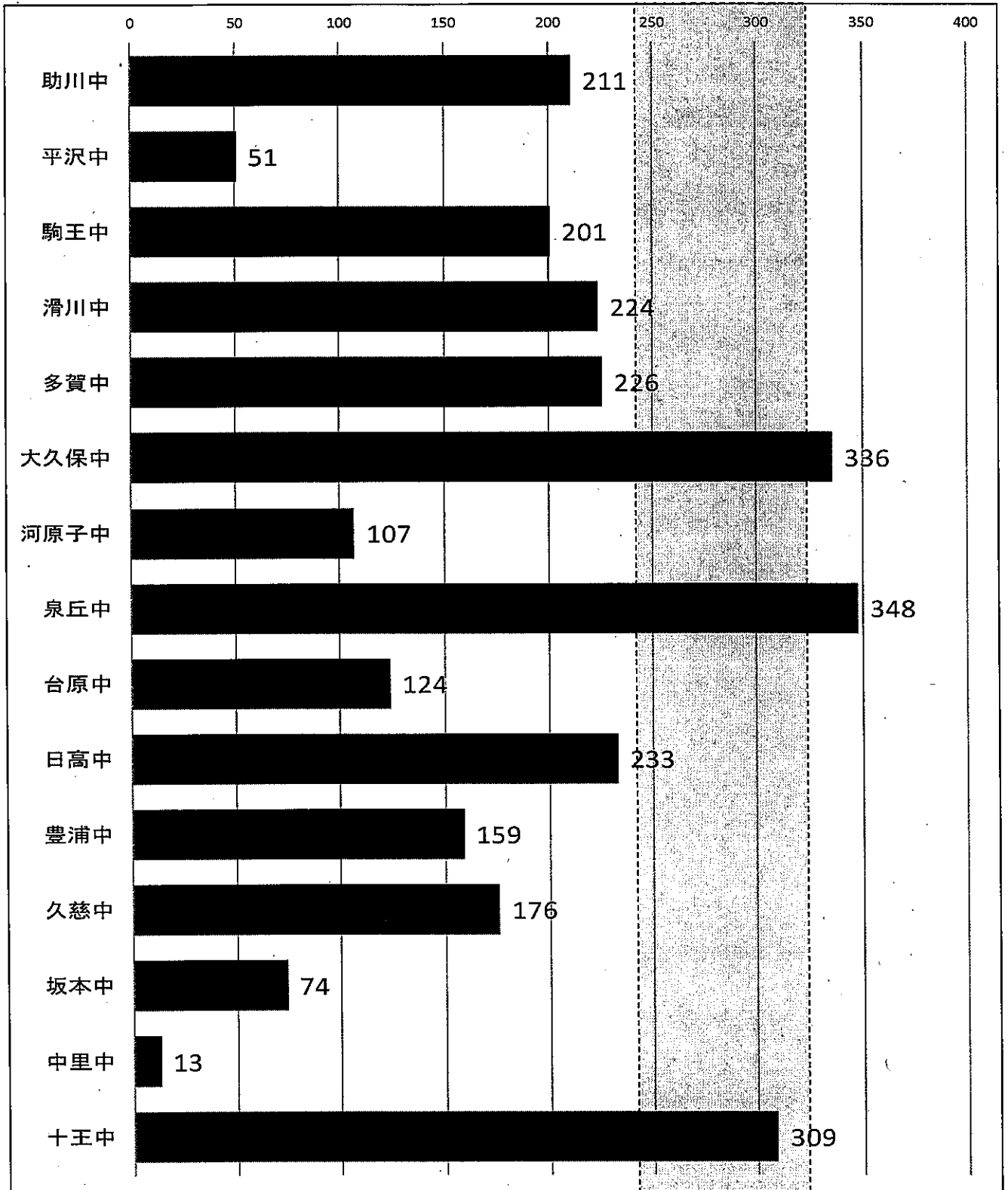


※ 目指す学校規模である各学年2学級となる児童数の目安は、216人～420人。(1学級は35人で換算)

2 中学校

(1) 2030 (10年後)

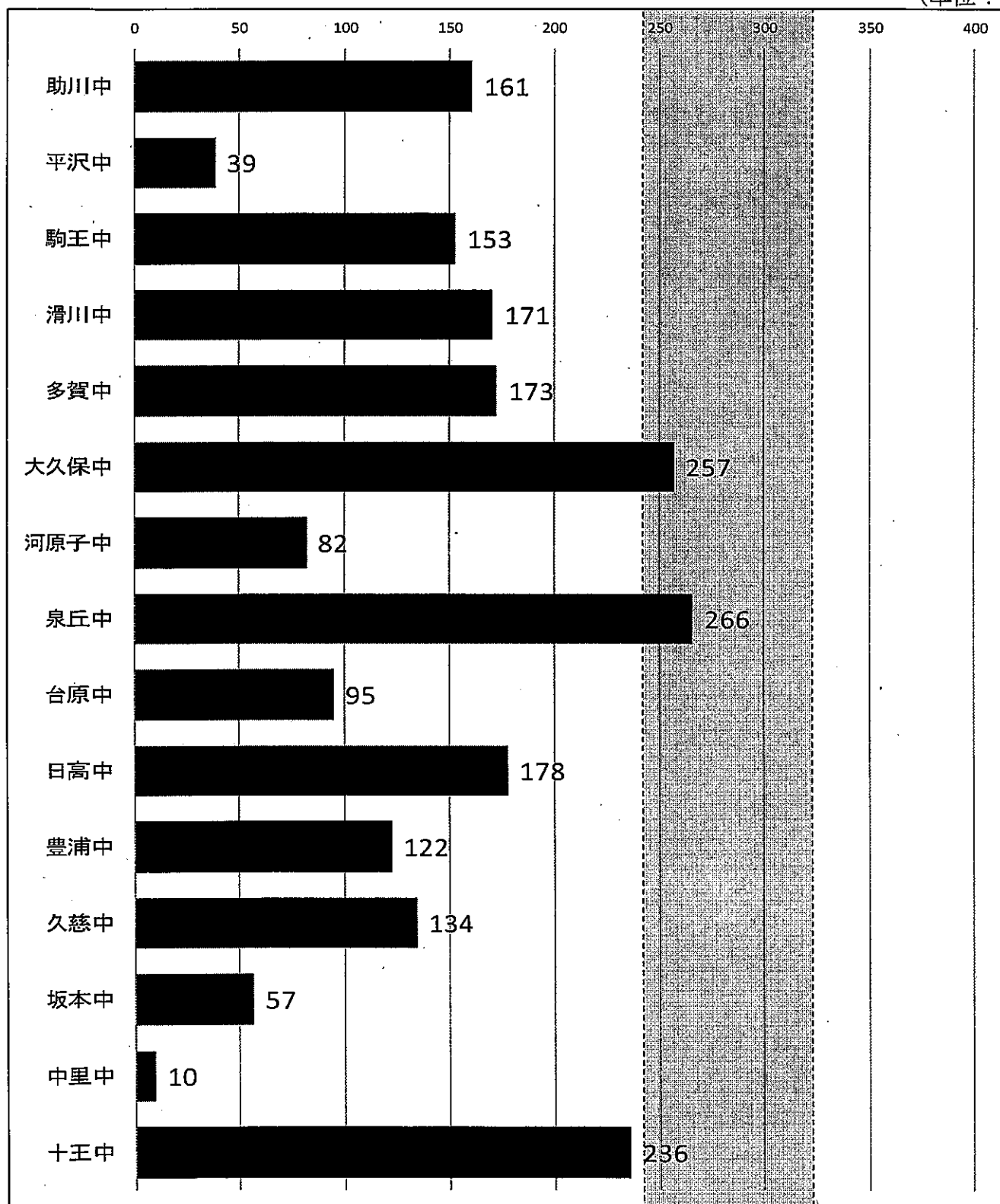
(単位：人)



※ 目指す学校規模である各学年3学級となる生徒数の目安は、243人～321人。

(2) 2040 (20年後)

(単位：人)



※ 目指す学校規模である各学年3学級となる生徒数の目安は、243人～321人。

■ 再編シミュレーション(2040年(20年後))

1 小学校

(単位:人)

エリア	再編関係校	R22推計値 (生徒数)	0	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500
十王・豊浦	山部小・楡形小	438	[Bar chart showing 438 students]										
	豊浦小	252	[Bar chart showing 252 students]										
日高・田尻・滑川	日高小・田尻小	364	[Bar chart showing 364 students]										
	滑川小・田尻小	289	[Bar chart showing 289 students]										
本庁	宮田小・仲町小 ・中小路小	301	[Bar chart showing 301 students]										
	助川小	184	[Bar chart showing 184 students]										
	会瀬小(△)	146	[Bar chart showing 146 students]										
多賀北	油縄子小・成沢小	218	[Bar chart showing 218 students]										
	諏訪小(△)	143	[Bar chart showing 143 students]										
	大久保小	248	[Bar chart showing 248 students]										
多賀南	河原子小・大沼小	235	[Bar chart showing 235 students]										
	水木小・大沼小	327	[Bar chart showing 327 students]										
	塙山小(△)	145	[Bar chart showing 145 students]										
	金沢小(△)	127	[Bar chart showing 127 students]										
南部	大みか小(△)	119	[Bar chart showing 119 students]										
	久慈小・東小沢小	146	[Bar chart showing 146 students]										
	坂本小・東小沢小	192	[Bar chart showing 192 students]										
中里	中里小	13	[Bar chart showing 13 students]										

※ 目指す学校規模である各学年2学級となる児童数の目安は、216人～420人。(1学級は35人で換算)

※ (△)の学校は、児童数の経過により検討を要する学校。

2 中学校

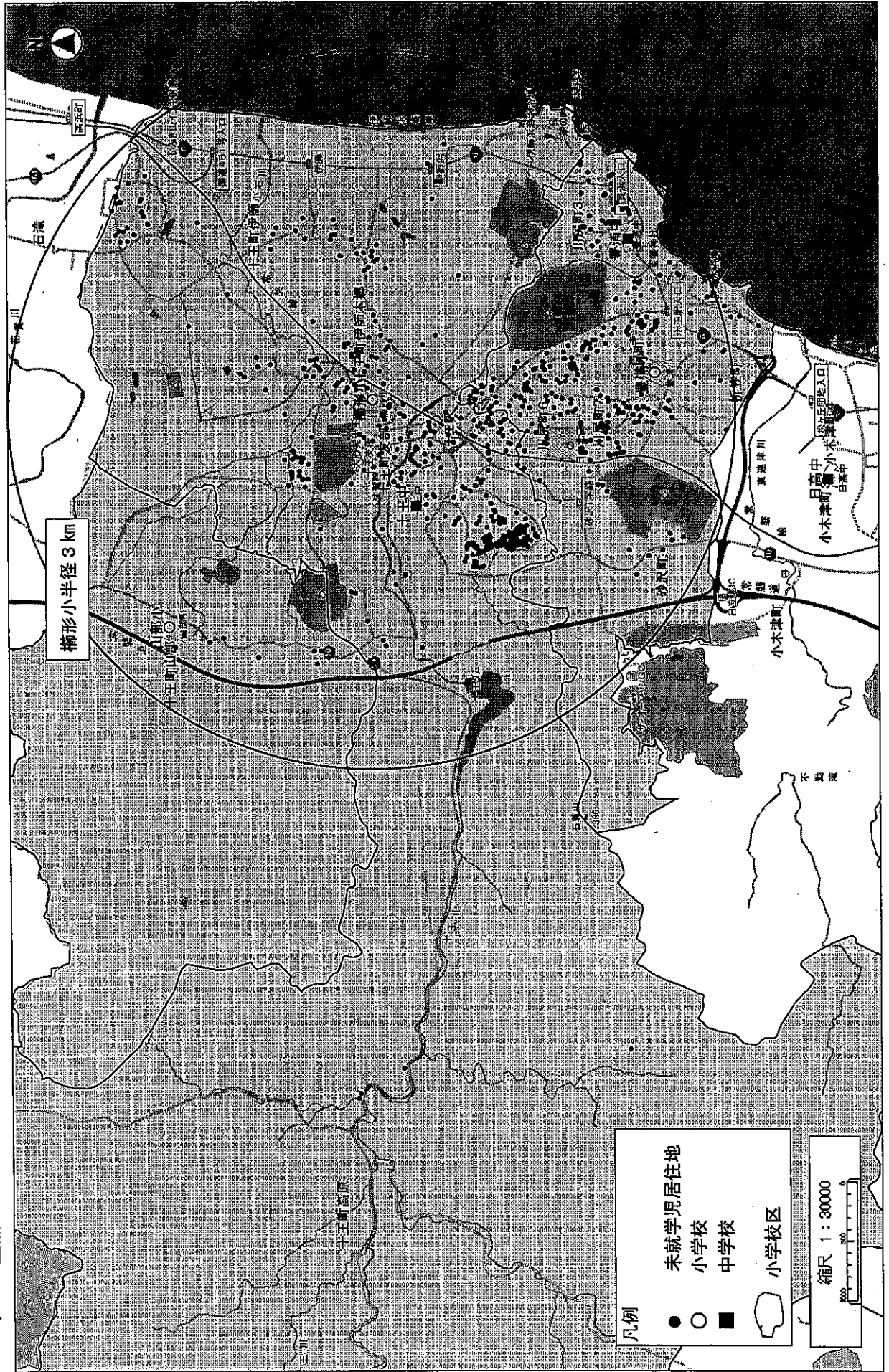
(単位:人)

エリア	再編関係校	R22推計値 (生徒数)	0	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500
十王・豊浦	十王中 豊浦中	345											
日高・田尻・滑川	日高中 滑川中	327											
本庁	駒王中 平沢中 助川中	316											
多賀北	多賀中 大久保中	305											
多賀南	河原子中 台原中 泉丘中	417											
南部	久慈中 坂本中	228											
中里	中里中	7											

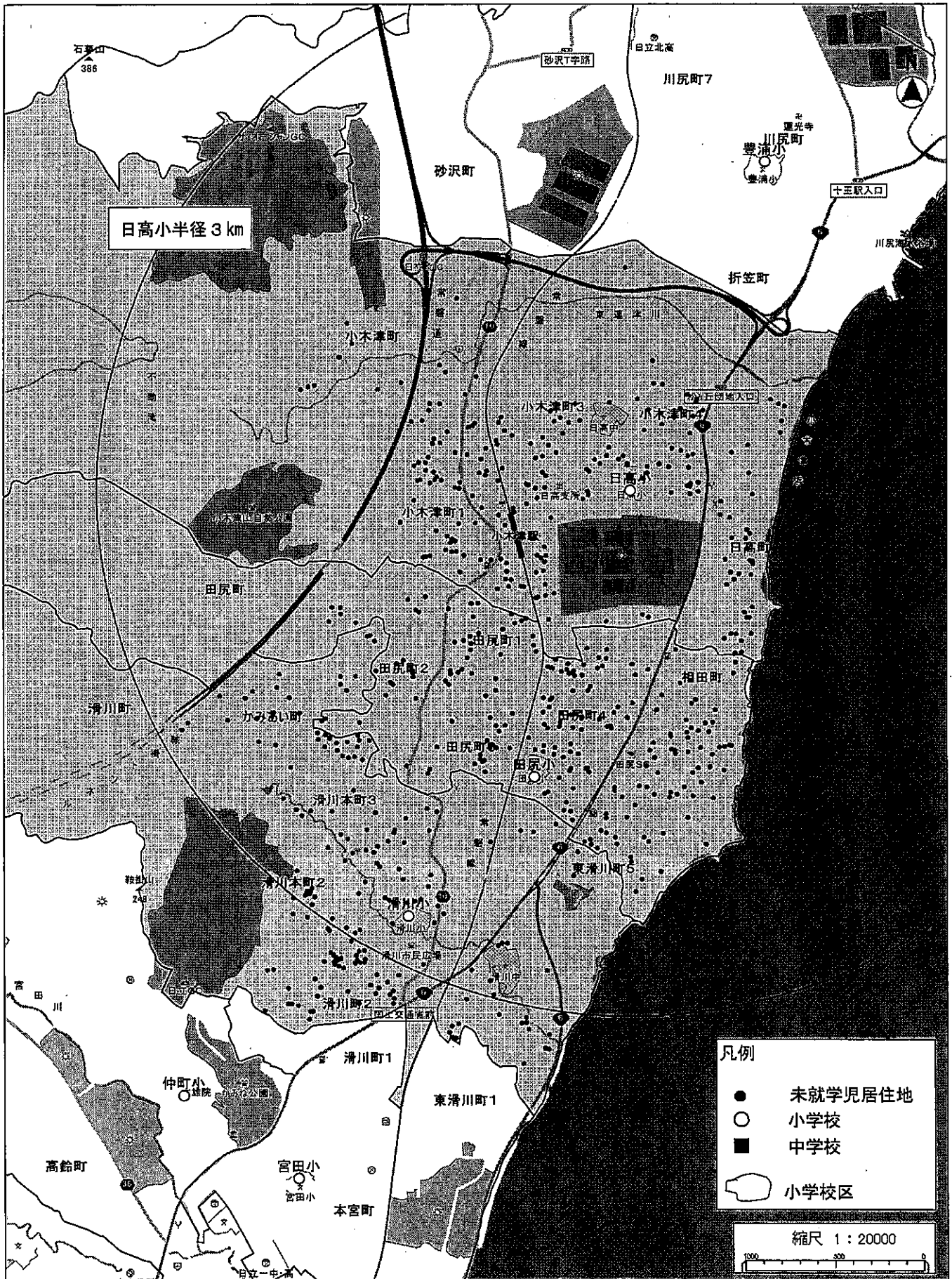
※ 目指す学校規模である各学年3学級となる生徒数の目安は、243人～321人。

■ 未就学児分布（7つのエリア）

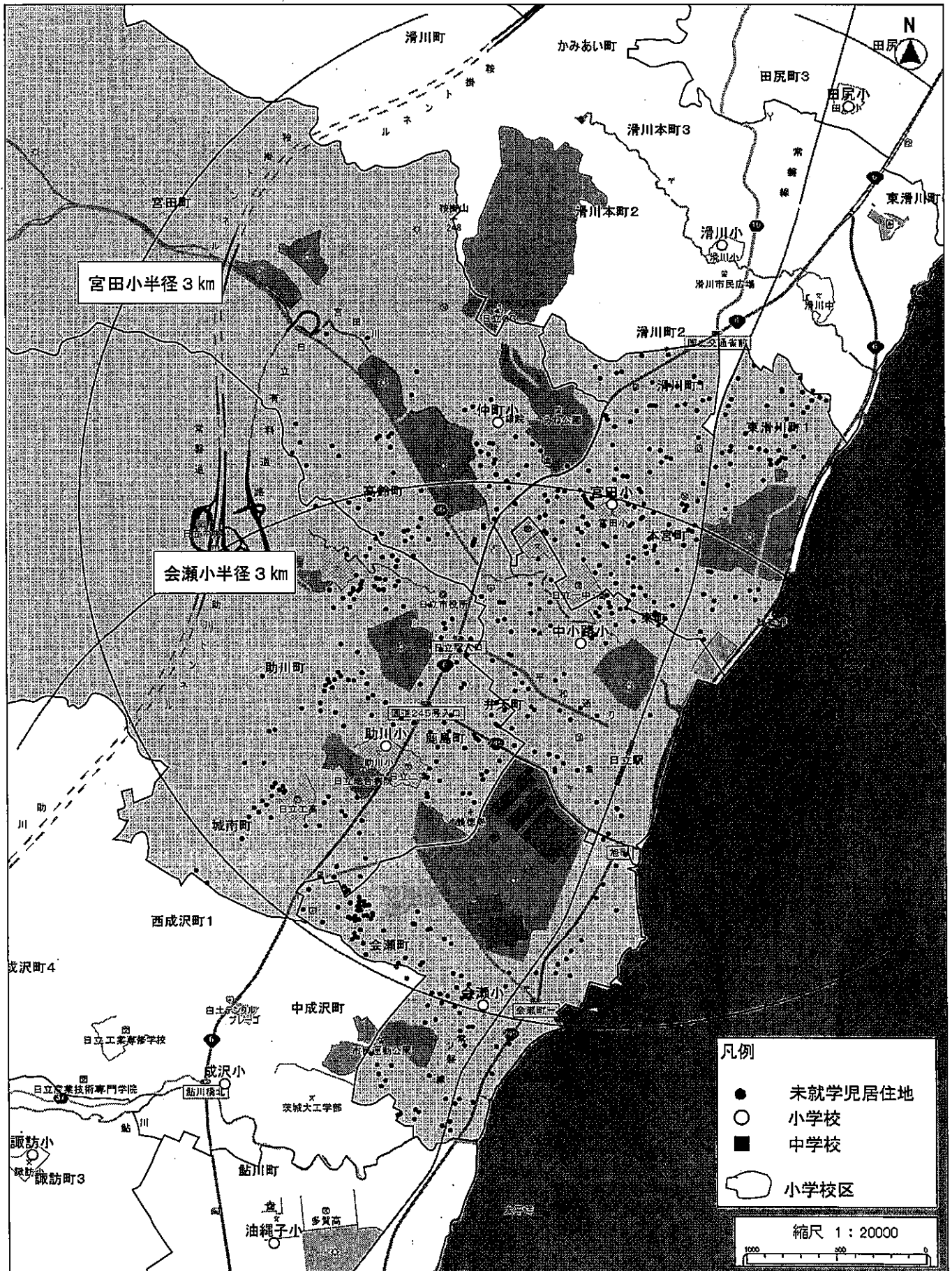
1 十王・豊浦エリア 未就学児分布（令和2年5月1日現在）



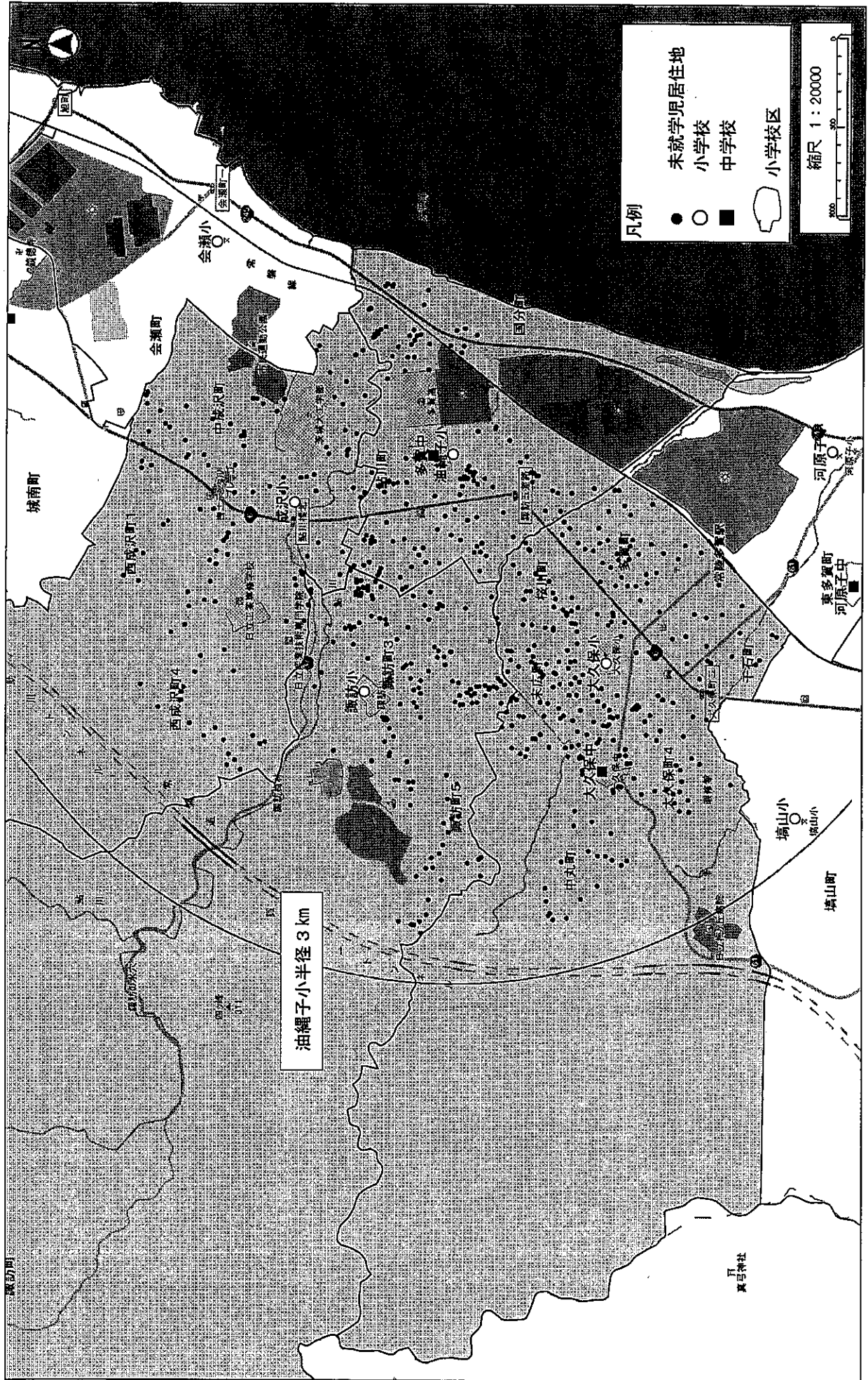
2 日高・田尻・滑川エリア 未就学児分布 (令和2年5月1日現在)



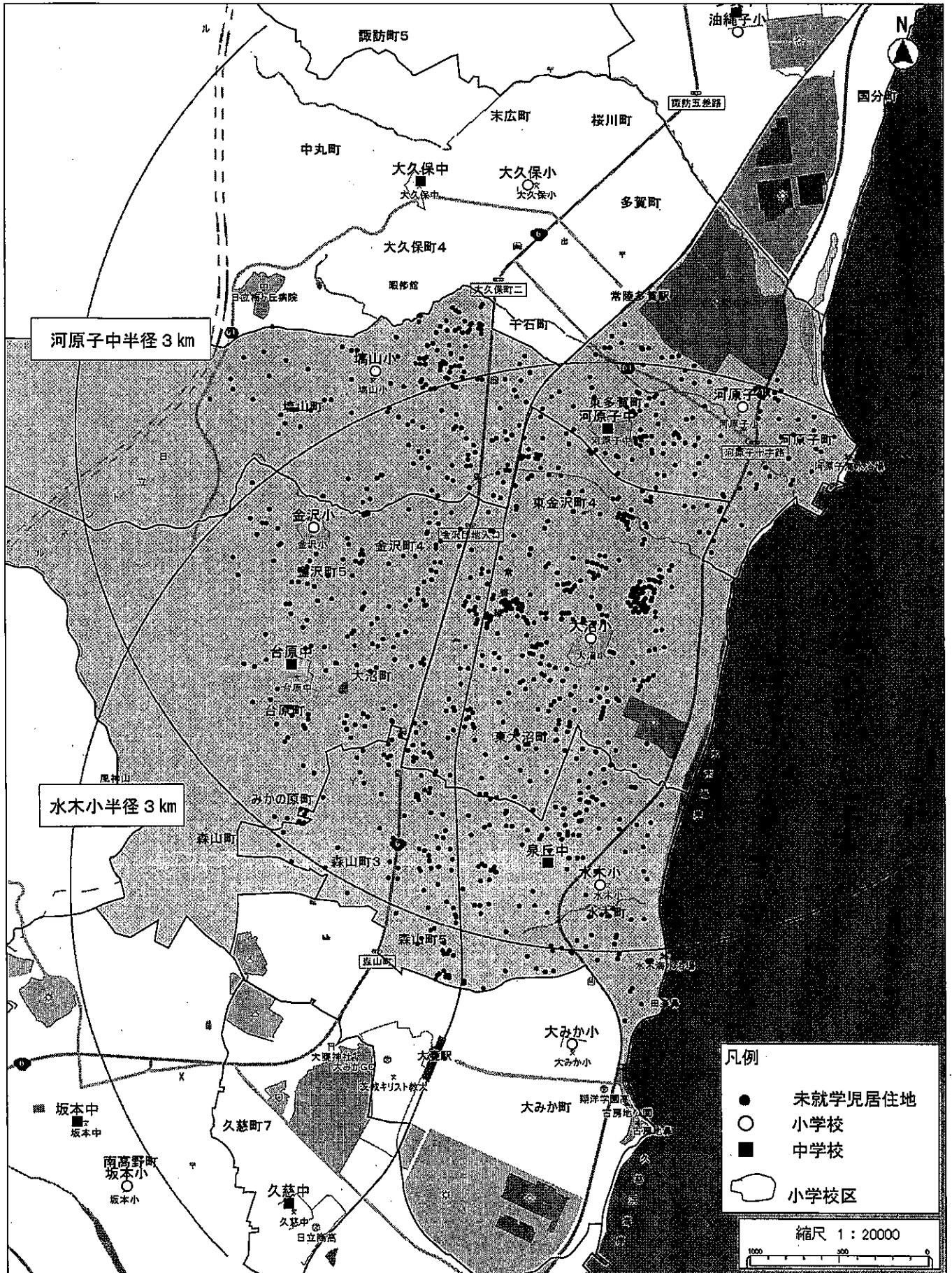
3 本庁エリア 未就学児分布 (令和2年5月1日現在)



4 多賀北エリア 未就学児分布 (令和2年5月1日現在)



5 多賀南エリア 未就学児分布 (令和2年5月1日現在)



■ 保護者懇談会の結果

「日立市立学校適正配置基本方針」（平成 30 年 3 月策定）を周知し、学校再編に対する意見交換を行うため、児童生徒の保護者や未就学児の保護者を対象に懇談会を実施した。

	会 場	開 催 日	参加人数
		平成 30 年	
1	助川中学校	①7月28日(土) ②10月4日(木)	16人
2	平沢中学校	①7月21日(土) ②8月7日(火)	25人
3	駒王中学校	①7月21日(土) ②8月1日(水)	30人
4	滑川中学校	①7月7日(土) ②7月31日(火)	19人
5	多賀中学校	①7月28日(土) ②8月9日(木)	35人
6	大久保中学校	①8月21日(火) ②10月28日(日)	10人
7	河原子中学校	①6月30日(土) ②8月22日(水)	41人
8	泉丘中学校	①8月23日(木) ②9月1日(土)	35人
9	台原中学校	①8月28日(火) ②9月15日(土)	37人
10	日高中学校	①7月7日(土) ②7月27日(金)	21人
11	豊浦中学校	①7月14日(土) ②7月25日(水)	23人
12	久慈中学校	①8月29日(水) ②10月28日(日)	20人
13	坂本中学校	①7月14日(土) ②8月31日(金)	35人
14	中里中学校	①7月3日(火)	5人
15	十王中学校	①6月30日(土) ②7月24日(火)	20人
		延べ 29 回	372 人

※ 主な意見等の詳細は、教育委員会のホームページを参照してください。

■ 「(仮称) 日立市立学校再編計画 素案」に係る意見募集結果

1 募集方法及び受付件数等

(1) パブリックコメント

ア 募集期間 令和2年9月18日(金)から10月31日(土)まで

イ 受付件数 410件(意見総数 611件)

受付方法	件数
郵送	246件
いばらき電子申請システム	135件
その他	29件
計	410件

(2) オープンハウス型住民説明会

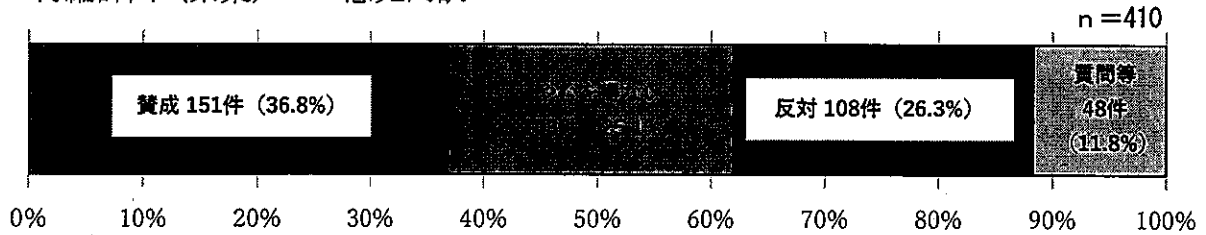
ア 開催日数 13日

パブリックコメント募集期間中に市内7エリアで2日ずつ開催（中里は1日）

イ 参加人数 118人

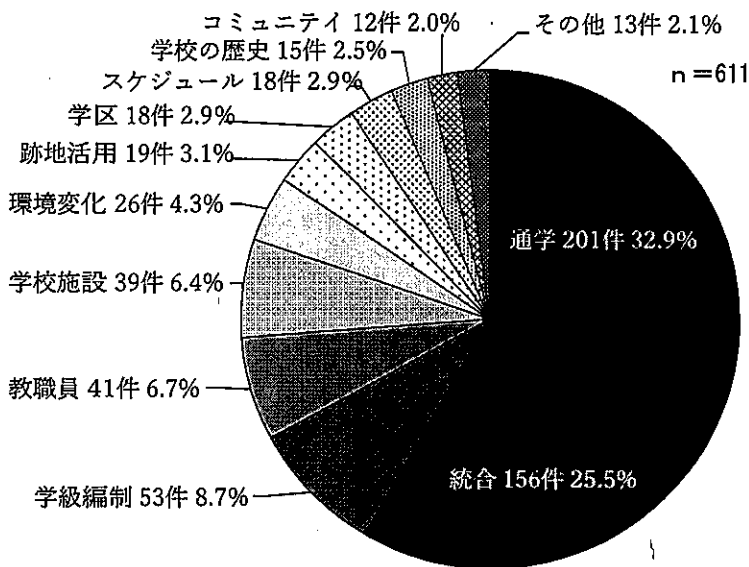
2 パブリックコメントの結果概要

(1) 再編計画（素案）への意見内訳



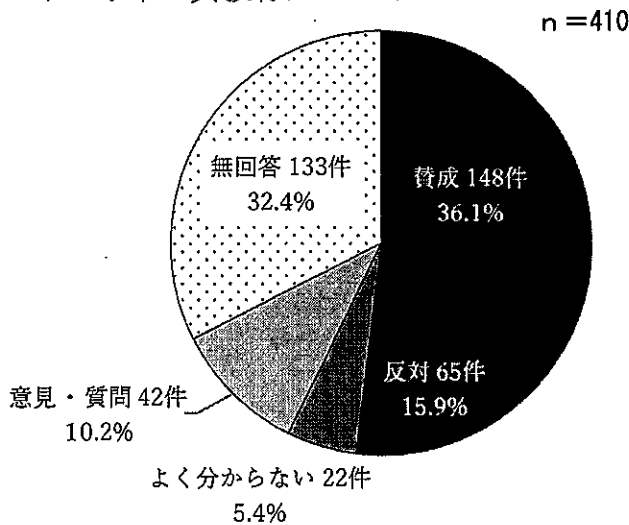
(2) 意見の概要（分類別）

ア 学校の再編について



意見内訳	611件	100.0%
通学	201件	32.9%
統合	156件	25.5%
学級編制	53件	8.7%
教職員	41件	6.7%
学校施設	39件	6.4%
環境変化	26件	4.3%
跡地活用	19件	3.1%
学区	18件	2.9%
スケジュール	18件	2.9%
学校の歴史	15件	2.5%
コミュニティ	12件	2.0%
その他	13件	2.1%

イ 小中一貫教育について



意見内訳	410件	100.0%
賛成	148件	36.1%
反対	65件	15.9%
よく分からない	22件	5.4%
意見・質問	42件	10.2%
無回答	133件	32.4%

※ 意見等の詳細は、教育委員会のホームページを参照してください。

■ 検討委員会における検討経過

	年月日	検討委員会	その他	内容(説明項目)
平成28年度	11月4日	第1回		・検討の背景と進め方
	11月30日	第2回		・市内小・中学校の視察 (宮田小学校、助川中学校)
	11月28日 ～12月20日		市民アンケート	・小中学校の適正規模に関する意識調査 ・対象者は、小中学校の保護者及び18歳以上の一般市民、全教職員 約7,000人 (回収率70.7%)
	12月19日	第3回		・学校視察を踏まえた意見交換
	1月23日 ～2月1日		地域懇談会 (第1回)	・学校適正配置に関する意見を伺う懇談会 (本庁・支所管内(7か所)で開催) (参加者数)98人
	2月27日	第4回		・意識調査結果の中間報告 ・地域懇談会の結果報告 ・基本方針の骨子、その他意見交換
平成29年度	4月28日	第5回		・学校の適正規模や配慮事項についての意見交換
	7月28日	第6回		・基本方針(素案)の検討
	8月30日	第7回		
	10月16日 ～11月29日		地域懇談会 (第2回)	・基本方針(素案)に関する意見を伺う懇談会 (市内各所(17か所)で開催) (参加者数)275人
	10月20日 ～12月26日		パブリック コメント	・「日上市立学校適正配置基本方針 素案」についての意見募集(パブリックコメント) (受付件数)34件 (意見総数)85件
	1月29日	第8回		・基本方針(提言案)の検討
	2月15日	第9回		・基本方針(提言案)の検討 ・提言書提出
	3月22日			・基本方針策定
平成30年度	6月25日	第10回		・基本方針の概要について ・今年度のスケジュールについて ・保護者懇談会の概要について ・児童生徒数の推計について
	6月30日 ～10月28日		保護者懇談会	・基本方針の周知及び保護者との意見交換を目的に市内全中学校区で開催(中学校15校を会場に計29回) (対象)中学生以下の子どもの保護者 (参加者数)372人
	9月7日	第11回		・保護者懇談会開催結果の中間報告

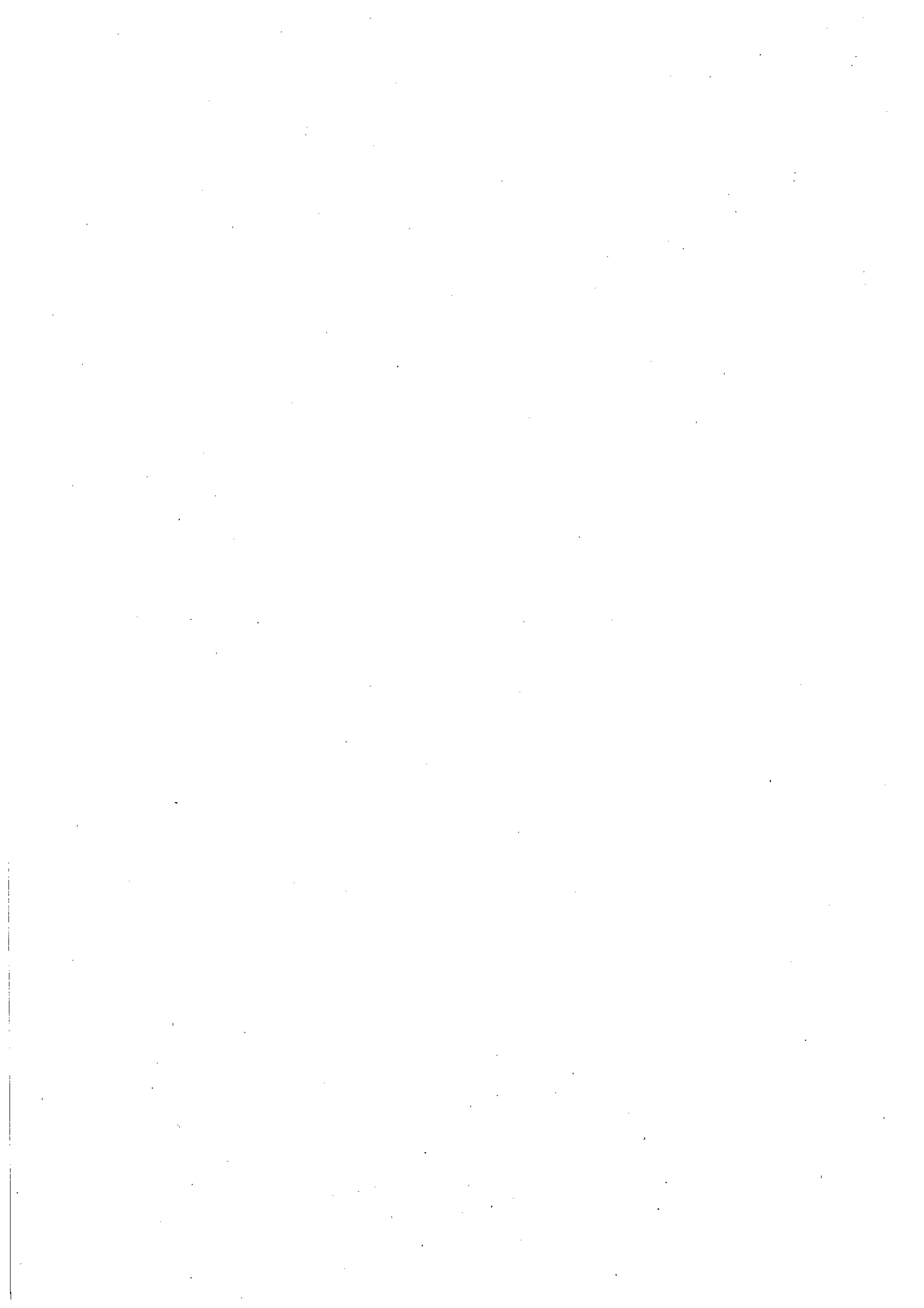
	年月日	検討委員会	その他	内容(説明事項)
平成30年度	10月29日	第12回		・保護者懇談会開催結果の最終報告 ・市立小・中学校の現状について (南部支所管内)
	12月17日	第13回		・市立小・中学校の現状について (十王・豊浦・日高支所管内)
	1月21日	第14回		・市立小・中学校の現状について (本庁管内)
	2月19日	第15回		・市立小・中学校の現状について (多賀支所管内)
令和元年度	6月26日	第16回		・学校再編計画の検討方法について
	10月30日	第17回		・学校再編の考え方について
	11月27日	第18回		・新しい学校配置案の検討
	12月23日	第19回		
	1月27日	第20回		
	2月20日	第21回		・(仮称) 日上市立学校再編計画(素案)の検討
令和2年度	4月13日	第22回		・(仮称) 日上市立学校再編計画(素案)の検討 ・市民への周知及び意見聴取方法の検討
	6月15日	第23回		
	9月18日 ～10月31日		パブリック コメント	・「(仮称) 日上市立学校再編計画」の策定についての意見募集(パブリックコメント) (受付件数) 410件 (意見総数) 611件 ・オープンハウス型説明会を市内7か所で開催(13回) (参加者) 118人
	11月27日	第24回		・意見募集の結果報告 ・意見募集結果の反映について ・素案の修正案の検討
	12月21日	第25回		・学校再編計画 提言書(案)の検討
	1月19日			・提言書提出

■ 日立市立学校適正配置検討委員会 委員名簿

(順不同 敬称略 氏名の◎は委員長、○は副委員長)

選出区分	氏名	所属	在任期間
学識経験者	◎ 加藤 崇英	茨城大学 大学院教育学研究科 教授	平成28年11月4日～令和3年1月19日
	江尻 桂子	茨城キリスト教大学 文学部児童教育学科 教授	平成28年11月4日～令和元年6月25日
	鈴木 正人	茨城キリスト教大学 文学部児童教育学科 特任准教授	令和元年6月26日～令和3年1月19日
	○ 柴田 彪	茨城県退職校長会 副会長	平成28年11月4日～令和3年1月19日
保護者	小野 智久	日立市立小・中学校PTA連合会	平成28年11月4日～平成30年6月24日
	草地 学	日立市立小・中学校PTA連合会	平成30年6月25日～令和3年1月19日
	根本 衣美子	日立市立小・中学校PTA連合会	平成28年11月4日～平成30年6月24日
	菊池 聡子	日立市立小・中学校PTA連合会	平成30年6月25日～令和元年6月25日
	小島 真実子	日立市立小・中学校PTA連合会	令和元年6月26日～令和3年1月19日
	鎌上 絵美	日立市立小・中学校PTA連合会	平成28年11月4日～平成29年7月27日
	野部 偉子	日立市立小・中学校PTA連合会	平成29年7月28日～平成30年6月24日
	瀬川 三恵	日立市立小・中学校PTA連合会	平成30年6月25日～令和3年1月19日
	小池 香里	日立市立小・中学校PTA連合会	平成28年11月4日～平成30年6月24日
	曾澤 ちあき	日立市立小・中学校PTA連合会	平成30年6月25日～令和元年6月25日
	先崎 亜希	日立市立小・中学校PTA連合会	令和元年6月26日～令和2年4月12日
	須藤 真砂子	日立市立小・中学校PTA連合会	令和2年4月13日～令和3年1月19日
	増子 千鶴	日立市立小・中学校PTA連合会	平成28年11月4日～平成30年6月25日
	鈴木 学	日立市立小・中学校PTA連合会	平成30年6月26日～令和元年6月25日
	関 正克	日立市立小・中学校PTA連合会	令和元年6月26日～令和3年1月19日
	古内 杏奈	日立市立幼稚園・こども園PTA連絡会	平成28年11月4日～平成29年7月27日
	皆川 結衣	日立市立幼稚園・こども園PTA連絡会	平成29年7月28日～平成30年6月24日
	根本 清香	日立市立幼稚園・こども園PTA連絡会	平成30年6月25日～令和元年6月25日
	山崎 千晶	日立市立幼稚園・こども園PTA連絡会	令和元年6月26日～令和3年1月19日
	吉田 綾子	日立市立幼稚園・こども園PTA連絡会	平成28年11月4日～平成29年7月27日
菊池 悦子	日立市立幼稚園・こども園PTA連絡会	平成29年7月28日～平成30年6月24日	
坂元 江里香	日立市立幼稚園・こども園PTA連絡会	平成30年6月25日～令和元年6月25日	
櫻井 由香里	日立市立幼稚園・こども園PTA連絡会	令和元年6月26日～令和3年1月19日	
地域関係者等	志賀 勝弘	日立市コミュニティ推進協議会	平成28年11月4日～平成30年6月24日
	石川 諒一	日立市コミュニティ推進協議会	平成30年6月25日～令和3年1月19日
	井上 充宏	日立市連合民生委員児童委員協議会	平成28年11月4日～平成28年11月30日
	宇佐美 吉郎	日立市連合民生委員児童委員協議会	平成28年12月9日～令和3年1月19日

選出区分	氏名	所属	在任期間
地域関係者等	鈴木 明子	日立市青少年育成推進会議	平成28年11月4日～令和3年1月19日
	神長 一彦	日立市子ども会育成連合会	平成28年11月4日～令和3年1月19日
	鈴木 孝子	日立市スポーツ少年団本部	平成28年11月4日～令和3年1月19日
	黒澤 秀子	ひたち生き生き百年塾推進本部	平成28年11月4日～平成29年4月27日
	根本 弘道	ひたち生き生き百年塾推進本部	平成29年4月28日～令和元年6月25日
	柴田 百恵	ひたち生き生き百年塾推進本部	令和元年6月26日～令和3年1月19日
学校関係者	大友 正徳	日立市学校長会	平成28年11月4日～平成29年3月31日
	額賀 隆	日立市学校長会	平成29年4月28日～平成30年3月31日
	鈴木 洋一	日立市学校長会	平成30年6月25日～平成31年3月31日
	塚本 秀樹	日立市学校長会	令和元年6月26日～令和2年3月31日
	内山 信弘	日立市学校長会	令和2年4月13日～令和3年1月19日
	中島 修	日立市学校長会	平成28年11月4日～平成30年3月31日
	横倉 要次	日立市学校長会	平成30年6月25日～令和3年1月19日
	作間 忍	日立市教育研究会	平成28年11月4日～平成29年3月31日
	鈴木 克彦	日立市教育研究会	平成29年4月28日～平成30年3月31日
	川崎 恭子	日立市教育研究会	平成30年6月25日～平成31年3月31日
	坂本 善久	日立市学校長会	令和元年6月26日～令和2年3月31日
	折笠 良平	日立市教育研究会	令和2年4月13日～令和3年1月19日
	木村 重文	日立市教育研究会	平成28年11月4日～令和3年1月19日
	副島 由美子	日立市私立幼稚園連合会	平成28年11月4日～令和3年1月19日
その他	青木 俊一	日立市議会	平成28年11月4日～令和1年6月25日
	伊藤 健也	日立市議会	令和元年6月26日～令和3年1月19日
	添田 絹代	日立市議会	平成28年11月4日～令和1年6月25日
	吉田 修一	日立市議会	令和元年6月26日～令和3年1月19日
	佐藤 歳宣	日立商工会議所 青年部	平成28年11月4日～平成30年6月24日
	関 政明	日立商工会議所 青年部	平成30年6月25日～令和元年6月25日
	赤津 浩史	日立商工会議所 青年部	令和元年6月26日～令和3年1月19日
	小菌江 政勝	日立青年会議所	平成28年11月4日～令和3年1月19日



日上市立学校再編計画 提言書
日上市立学校適正配置検討委員会
令和3年1月19日